

第2期奈良県国土強靱化地域計画（R3～R8）

奈良県国土強靱化アクションプラン2023実施事業

| リスクシナリオ | 枝番 | 施策の推進方針 | 担当部局 | 担当課 | 事業名 | 具体的内容 | 令和5年度の取組 | 令和5年度の取組実績 | 担当課 | 担当係 |
|---------|----|---|------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|---|--|--|---------------------|-----------------|
| 1-1 | 1 | 奈良県耐震改修促進計画に基づき住宅・建築物の耐震化を進めているところであるが、市町村の補助を活用した耐震診断・耐震改修の実績はあるものの住宅及び多数の者が利用する民間建築物は目標耐震化率の達成には至っていない。地震被害を軽減するため、国の支援制度（住宅・建築物安全ストック形成事業）等を有効活用し、耐震化の取組を進める。 | 地域デザイン推進局 | 建築安全推進課 | 住宅・建築物耐震対策事業 | 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修補助を実施する市町村を支援することにより、耐震診断及び耐震改修を促進 | 39市町村で耐震診断事業を実施、33市町村で耐震改修事業を実施 【参考（県費補助予定件数）】 ○既存木造住宅 ・耐震診断80戸 ・耐震改修14戸 | 39市町村で耐震診断事業を実施、33市町村で耐震改修事業を実施 【県費補助実績件数】 ○既存木造住宅 ・耐震診断79戸 ・耐震改修10戸 | 建築安全推進課 | 建築審査係 |
| 1-1 | 1 | 奈良県耐震改修促進計画に基づき住宅・建築物の耐震化を進めているところであるが、市町村の補助を活用した耐震診断・耐震改修の実績はあるものの住宅及び多数の者が利用する民間建築物は目標耐震化率の達成には至っていない。地震被害を軽減するため、国の支援制度（住宅・建築物安全ストック形成事業）等を有効活用し、耐震化の取組を進める。 | 地域デザイン推進局 | 建築安全推進課 | 住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震化促進事業） | 既存建築物の耐震化に係る普及啓発を実施 | ・建築物の所有者等の団体が開催する研修会等における講演や相談に応じるため、耐震に関する専門技術者を派遣 ・住宅の耐震化を促進するため、耐震改修事業者の技術力向上を図る講演会を実施 | ・住宅の耐震化を促進するため、耐震改修事業者の技術力向上を図る講演会を実施 | 建築安全推進課 | 建築審査係 |
| 1-1 | 2 | 公立小中学校施設の耐震化率は令和2年4月1日現在99.6%に達し、令和2年度中には100%を達成すると見込まれる一方、避難所として利用されることもある屋内運動場等（体育館・武道場・講堂・屋内プール）の吊り天井等の落下防止対策実施率は97.0%に留まっているため、対策実施の一層の促進を図る。 | 教育委員会 | 学校支援課 | 市町村立学校耐震対策推進事業 | 市町村立学校の耐震化を図るため、市町村が国庫補助申請の際に助言等を行う他、国の財政支援制度等に関する情報提供を行うなど支援を実施 | 市町村教委学校施設主管課に対し、耐震化推進に必要な情報提供や助言等を実施 | 8月に国から「公立学校施設の新構造部材を含めた早期の耐震化完了について」について通知があり、市町村教委学校施設主管課に対し周知した。耐震化状況調査のとりまとめ時に状況の聞き取りを行い、早期の耐震化を行うよう助言した。 | 学校支援課 | 施設管理係 |
| 1-1 | 3 | 令和2年4月1日現在の県立学校の耐震化率は、全体で98.6%（高等学校98.1%、特別支援学校100%）である。高等学校については、全国的に見ても耐震化率が低かったことから、平成25年度から29年度まで耐震化整備集中期間とし耐震化を進め、平成30年度以降も引き続き計画的に耐震化を進めており、令和4年度末に耐震化率100%達成を目指す。また、避難所として利用される屋内運動場のトイレの洋式化を推進する。 | 教育委員会 | 学校支援課 | 耐震化の取組：完了 | | 令和4年度末時点で耐震化率100%を達成 | - | 学校支援課 | 長寿命化整備係 |
| 1-1 | 4 | 特別養護老人ホームなどについては予算化し耐震化を促進しており、補助金を活用する等して耐震化するよう、引き続き施設等へ周知し、保育所、障害者支援施設、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設の耐震化を促進する。 | 福祉医療部 こども・女性局 | 障害福祉課 介護保険課 奈良っ子はぐくみ課 こども家庭課 | 社会福祉施設耐震化促進 高齢者施設等の防災・減災対策等整備促進事業 | 国の交付金を活用できる施設について、市町村に周知 | ①社会福祉施設の整備促進（障害：2箇所） ②国の交付金を活用できる施設について、市町村、施設に周知する | ①社会福祉施設の整備促進（2箇所） ②国の交付金を活用できる施設について、市町村、施設に周知した | 障害福祉課 介護保険課 | 総務・施設係 施設整備係 |
| 1-1 | 4 | 特別養護老人ホームなどについては予算化し耐震化を促進しており、補助金を活用する等して耐震化するよう、引き続き施設等へ周知し、保育所、障害者支援施設、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設の耐震化を促進する。 | 福祉医療部 こども・女性局 | 障害福祉課 介護保険課 奈良っ子はぐくみ課 こども家庭課 | 高齢者施設等の防災・減災対策等整備促進事業 | 国の交付金を活用できる施設について、市町村に周知 | 国の交付金を活用できる施設について、市町村、施設に周知する | 国の交付金を活用できる施設について、市町村、施設に周知を行った | 介護保険課 | 施設整備係 |
| 1-1 | 4 | 特別養護老人ホームなどについては予算化し耐震化を促進しており、補助金を活用する等して耐震化するよう、引き続き施設等へ周知し、保育所、障害者支援施設、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設の耐震化を促進する。 | 福祉医療部 こども・女性局 | 障害福祉課 介護保険課 奈良っ子はぐくみ課 こども家庭課 | 社会福祉施設耐震化促進 | 国の交付金を活用できる施設について、市町村に周知 | ①社会福祉施設の整備促進 ②国の交付金を活用できる施設について、市町村、施設に周知する。 | ・国の交付金を活用できる施設について、市町村、施設に周知を行った。 | 奈良っ子はぐくみ課 こども家庭課 | 保育係 児童虐待対策係 |
| 1-1 | 5 | 地震による緊急輸送道路ネットワークの遮断を回避するため、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化を推進する。 | 県土マネジメント部 | 道路保全課 | 橋りょう耐震補強事業 | ・橋りょう耐震補強事業 緊急輸送道路の橋りょうの耐震対策を実施 ※別冊「奈良県国土強靱化地域計画に基づき実施する事業」参照 | ・緊急輸送道路の橋りょうの耐震対策を実施 天理王寺線王寺跨線橋外5橋 | ・緊急輸送道路の橋りょうの耐震対策を実施 天理王寺線王寺跨線橋外2橋 | 道路マネジメント課 | 道路メンテナンス係 |
| 1-1 | 6 | 鉄道施設の被害を未然に防止し、倒壊等による被害の拡大を防ぐため、鉄道事業者が実施する鉄道駅等の耐震化を促進する。 | 県土マネジメント部 | リニア推進・地域交通対策課 | 鉄道駅耐震補強事業 | 地震による鉄道施設の被害の未然防止や拡大防止のため、鉄道駅等の耐震化を支援 | 鉄道事業者に対し、事業実施予定等についてヒアリングを実施（令和5年度は事業実施予定なし） | 鉄道事業者に対し、事業実施予定等についてヒアリングを実施（令和5年度は事業実施なし） | リニア推進・地域交通対策課 | リニア推進係 |
| 1-1 | 7 | 老朽化した県営住宅について、居住者の安全確保の観点から、地域居住機能再生推進事業による近鉄大福駅周辺地区整備事業での県営桜井団地やその他の公営住宅整備事業による建替えに加え、耐用年数の残る県営住宅への住み替えや耐震性が不足する集会所について公営住宅整備事業や公営住宅等ストック総合改善事業による改修等で耐震性を確保すること等により、県営住宅居住者の地震時被害を軽減させるための総合的な取組を進める。 | 地域デザイン推進局 | 住まいまちづくり課 | 近鉄大福駅周辺地区拠点整備事業（都づくり） | 桜井市とのまちづくりに関する包括協定に基づく、県営住宅桜井団地の建替事業を核とした拠点整備計画を推進 | 第2期 造成工事 等 | 第2期 造成工事 | 住まいまちづくり課 | 住まい企画係 |
| 1-1 | 7 | 老朽化した県営住宅について、居住者の安全確保の観点から、地域居住機能再生推進事業による近鉄大福駅周辺地区整備事業での県営桜井団地やその他の公営住宅整備事業による建替えに加え、耐用年数の残る県営住宅への住み替えや耐震性が不足する集会所について公営住宅整備事業や公営住宅等ストック総合改善事業による改修等で耐震性を確保すること等により、県営住宅居住者の地震時被害を軽減させるための総合的な取組を進める。 | 地域デザイン推進局 | 住まいまちづくり課 | 県営住宅ストック総合改善事業 | 耐用年数が残る建物については維持保全、長寿命化を図るための改修等を実施 ※別冊「奈良県国土強靱化地域計画に基づき実施する事業」参照 | ・大規模改修工事 4団地 ・集会所耐震改修工事 6団地 ・集会所改築工事 1団地 | ・大規模改修工事 2団地 ・集会所耐震改修工事 5団地 ・集会所改築工事 1団地 | 住まいまちづくり課 | 住まい企画係 |
| 1-1 | 7 | 老朽化した県営住宅について、居住者の安全確保の観点から、地域居住機能再生推進事業による近鉄大福駅周辺地区整備事業での県営桜井団地やその他の公営住宅整備事業による建替えに加え、耐用年数の残る県営住宅への住み替えや耐震性が不足する集会所について公営住宅整備事業や公営住宅等ストック総合改善事業による改修等で耐震性を確保すること等により、県営住宅居住者の地震時被害を軽減させるための総合的な取組を進める。 | 地域デザイン推進局 | 住まいまちづくり課 | 県営住宅ストック総合改善事業 | 耐用年数が経過した県営住宅の住戸の入居者に対し、移転費用を補助することにより、耐用年数が経過していない他の県営住宅やその他の住宅への移転を促進 ※別冊「奈良県国土強靱化地域計画に基づき実施する事業」参照 | 入居者の他団地等への移転を促進 | 実績なし | 住まいまちづくり課 | 総務管理係 |
| 1-1 | 8 | 県営住宅について、建替えに加え、公営住宅等ストック総合改善事業による長寿命化のためのストック改善を進めるとともに、民間住宅について、長期優良住宅の普及等により住宅の質の向上を図る。 | 地域デザイン推進局 | 住まいまちづくり課 | 県営住宅ストック総合改善事業 | 耐用年数が残る建物については維持保全、長寿命化を図るための改修等を実施 ※別冊「奈良県国土強靱化地域計画に基づき実施する事業」参照 | ・大規模改修工事 4団地 ・集会所耐震改修工事 6団地 ・集会所改築工事 1団地 | ・大規模改修工事 2団地 ・集会所耐震改修工事 5団地 ・集会所改築工事 1団地 | 住まいまちづくり課 | 住まい企画係 |
| 1-1 | 9 | 住宅の新築において中間検査、完了検査を徹底させることにより法的確かな執行を確保、既存建築物について定期報告制度や防災査察による安全性等の確保をすることにより、出火防止対策を実施する。 | 地域デザイン推進局 | 建築安全推進課 | 違反建築物対策推進事業 | 違反建築の早期発見及び是正指導の実施並びに違反建築の未然防止 | ・本庁及び郡山・高田土木事務所に建築物巡視員を配置しパトロールを行うことで、違反建築の早期発見・是正指導を実施。 ・建築基準法に基づく中間・完了検査の検査率の向上を促し、違反建築の未然防止を実施 | 年間87回のパトロールを実施し、延べ1951件の現場を調査した。中間・完了検査の受検を啓発し、違反が認められた場合には是正指導した。（指導内訳：確認表示の掲示558件、その他2件） | 建築安全推進課 | 監察係 |
| 1-1 | 10 | 老朽化した空き家が増加する中で、地域の住民の安全を確保し住み続けられる地域づくりを進める観点から、市町村による空き家の再生や除却等を促進する。 | 地域デザイン推進局 | 住まいまちづくり課 | 市町村空き家対策推進事業 | 社会的な問題となっている空き家増加の予防策及び対応策として、空き家担当市町村職員の技術力等の向上を図るための講習会等を奈良県空き家対策連絡会議において開催 | ・空き家対策連絡会議を開催 3回 ・空き家担当市町村職員の技術力向上等の講習会を実施 3回 | ・空き家対策連絡会議を開催 2回 ・空き家担当市町村職員の技術力向上等の講習会を実施 2回 | 住まいまちづくり課 | 住まい支援係 |
| 1-1 | 11 | 都市計画区域内28市町村のうち22市町で、都市防災に配慮した市町村都市計画マスタープランが策定されているが、残り6市町村に対しても策定支援を行う。 | 地域デザイン推進局 | 県土利用政策室 | 都市計画基礎調査事業 | 市町村都市計画マスタープランの策定を促進 | ・都市計画担当課長会議において都市防災に配慮した市町村都市計画マスタープランの必要性を説明し、策定を促進 ・市町村からの相談に随時対応 | ・市町村からの相談に随時対応し、都市防災に配慮した市町村都市計画マスタープランの必要性を説明 | 県土利用政策課 | 都市計画係 |
| 1-1 | 12 | 市街地における道路空間には、避難路・救援路（災害発生時に被災者の避難及び救助のための通路）や、災害遮断（災害の拡大を抑え遮断するための空間）等の都市防災機能があるため、今後とも着実に改良を進める。 | 県土マネジメント部 | 道路建設課 | 都市計画道路の整備 | 都市計画道路の整備を推進（（都）奈良橿原線、（都）西九条佐保線、（都）大安寺柏木線、（都）元町畠田線、（都）城廻り線、（都）元町畠田線、（都）畝傍駅前通り線 等） ※別冊「奈良県国土強靱化地域計画に基づき実施する事業」参照 | （都）奈良橿原線、（都）西九条佐保線、（都）大安寺柏木線、（都）城廻り線、（都）元町畠田線、（都）畝傍駅前通り線等の整備推進 令和6年3月（都）奈良橿原線 完成供用 | （都）奈良橿原線、（都）西九条佐保線、（都）大安寺柏木線、（都）城廻り線、（都）元町畠田線、（都）畝傍駅前通り線等の整備推進 令和6年3月（都）奈良橿原線 完成供用 | 道路建設課 | 街路係 |
| 1-1 | 13 | 緊急輸送道路や避難所へのアクセス道、避難路等災害の被害の拡大の防止を図るために必要な道路の無電柱化を推進する。 | 県土マネジメント部 | 道路建設課 | 市街地幹線道路等における無電柱化の推進 | 市街地幹線道路等で無電柱化事業を実施（国道168号王寺道路、国道168号香芝王寺道路、国道308号、（都）西九条佐保線、（都）奈良橿原線、（都）城廻り線、（都）畝傍駅前通り線 等） ※別冊「奈良県国土強靱化地域計画に基づき実施する事業」参照 | 国道168号香芝王寺道路等の無電柱化の推進 | 国道168号王寺道路、国道168号香芝王寺道路等の無電柱化の推進 | 道路建設課 | 事業係 街路係 |
| 1-1 | 14 | 大地震時の宅地の安全性を確保するため、第1次スクリーニングとして大規模盛土造成地の概ねの位置や規模について調査を終え、大規模盛土造成地マップを公表した。今後、マップの周知を図るとともに、第2次スクリーニングを計画的に進めるために、調査の優先度を決定し、優先度の高い大規模盛土造成地から現場調査と安全性の検証を行う。また、その結果を踏まえ、必要に応じて滑动崩落防止工事の実施を推進する。 | 地域デザイン推進局 | 建築安全推進課 | 市町村が実施する第2次スクリーニングに対する補助事業 | 大規模盛土造成地の安全性を把握するため、安全性把握調査（第2次スクリーニング）を実施する市町村に対し補助 | 大規模盛土造成地の安全性を把握するため、安全性把握調査（第2次スクリーニング）を実施する市町村に対し補助 | 大規模盛土造成地の安全性を把握するため、安全性把握調査（第2次スクリーニング）を実施する市町村に対し補助 実績：1町 | 建築安全推進課 | 盛土対応係 |

第2期奈良県国土強靱化地域計画（R3～R8）

奈良県国土強靱化アクションプラン2023実施事業

| リスクシナリオ | 枝番 | 施策の推進方針 | 担当部署 | 担当課 | 事業名 | 具体的内容 | 令和5年度取組 | 令和5年度取組実績 | 担当課 | 担当係 |
|---------|----|---|------------------------|--------------------|--------------------------------------|--|---|---|----------------|----------------|
| 1-1 | 15 | 県外就業率・就学率が高く、観光客が多いという本県の特性を踏まえ、県外就業者・就学者（県民）や企業等に対する啓発や、「関西広域域圏帰宅困難者対策ガイドライン」に基づく取組の推進、観光客向けの避難場所の確保、災害対応訓練などを行う。 | 総務部知事公室、産業・観光・雇用振興部観光局 | 防災統括室 ならの観光力向上課 | 帰宅困難者対策事業 | 県、奈良市の防災・観光部局及び関係民間団体による奈良市周辺の帰宅困難者対策に関する協議を実施 | 奈良県外国人観光客交流館が外国人観光客の福祉避難所として開設された場合を想定した訓練を実施する等、運営体制の整備を推進 | 奈良市総合防災訓練に参加し、避難所開設を想定した訓練を実施。訓練では、奈良市災害対策本部との無線通信、避難所スペースの区切り、断水時のトイレ確保・管理など実践的な内容を確認した。 | ならの観光力向上課 | もてなし力向上係 |
| 1-1 | 15 | 県外就業率・就学率が高く、観光客が多いという本県の特性を踏まえ、県外就業者・就学者（県民）や企業等に対する啓発や、「関西広域域圏帰宅困難者対策ガイドライン」に基づく取組の推進、観光客向けの避難場所の確保、災害対応訓練などを行う。 | 総務部知事公室、産業・観光・雇用振興部観光局 | 防災統括室 ならの観光力向上課 | 帰宅困難者対策事業 | 関西広域連合における帰宅困難者対策の取り組み・協議に参画 | 帰宅困難者対策ガイドラインについて協議を実施 | 関西広域連合が行う帰宅困難者対策訓練に参加 | 防災統括室 | 防災企画係 |
| 1-2 | 1 | 浸水被害から市街地等を守るため、国による大和川直轄遊水地整備や大和川河川改修を促進する。また、県管理河川の改修や堆積土砂撤去、河道内樹木伐採などの「ながす対策」に加え、100年に1度の大雨にも耐えられることを目標とする「奈良県平成緊急内水対策事業」などの「ためる対策」、避難勧告等に活用する水防情報の強化など、ハード対策とソフト対策が一体となった流域全体の総合的な治水対策を推進する。 | 県土マネジメント部 | 河川整備課 | 直轄河川事業（遊水地整備・河川改修） | 直轄遊水地整備や大和川の河川改修を促進 | 直轄遊水地整備や大和川河川改修を促進 | 直轄遊水地整備や大和川河川改修の実施 | 河川整備課 | 総務管理係 |
| 1-2 | 1 | 浸水被害から市街地等を守るため、国による大和川直轄遊水地整備や大和川河川改修を促進する。また、県管理河川の改修や堆積土砂撤去、河道内樹木伐採などの「ながす対策」に加え、100年に1度の大雨にも耐えられることを目標とする「奈良県平成緊急内水対策事業」などの「ためる対策」、避難勧告等に活用する水防情報の強化など、ハード対策とソフト対策が一体となった流域全体の総合的な治水対策を推進する。 | 県土マネジメント部 | 河川整備課 | 大和川流域総合治水対策推進事業（河川改良） | 県北部の治水安全度向上を図るため、河川改良等を実施 ※別冊「奈良県国土強靱化地域計画に基づき実施する事業」参照 | 秋篠川等で河川改修を実施 | 秋篠川等で河川改修を実施 | 河川整備課 | 河川整備係 |
| 1-2 | 1 | 浸水被害から市街地等を守るため、国による大和川直轄遊水地整備や大和川河川改修を促進する。また、県管理河川の改修や堆積土砂撤去、河道内樹木伐採などの「ながす対策」に加え、100年に1度の大雨にも耐えられることを目標とする「奈良県平成緊急内水対策事業」などの「ためる対策」、避難勧告等に活用する水防情報の強化など、ハード対策とソフト対策が一体となった流域全体の総合的な治水対策を推進する。 | 県土マネジメント部 | 河川整備課 | 内水対策推進事業 大和川流域情報発信事業 | 奈良県平成緊急内水対策事業の推進、直轄遊水地と一体となった内水対策の検討、県民の意識向上を図るための刊行物の発行等を実施 | ・奈良県平成緊急内水対策事業を推進 ・直轄遊水地と一体となった内水対策の検討等 ・大和川ジャーナルの発行 | ・奈良県平成緊急内水対策事業の推進 ・直轄遊水地と一体となった内水対策の検討 ・大和川ジャーナルの発行（8月、翌2月） | 河川整備課 | 河川計画係 |
| 1-2 | 1 | 浸水被害から市街地等を守るため、国による大和川直轄遊水地整備や大和川河川改修を促進する。また、県管理河川の改修や堆積土砂撤去、河道内樹木伐採などの「ながす対策」に加え、100年に1度の大雨にも耐えられることを目標とする「奈良県平成緊急内水対策事業」などの「ためる対策」、避難勧告等に活用する水防情報の強化など、ハード対策とソフト対策が一体となった流域全体の総合的な治水対策を推進する。 | 県土マネジメント部 | 河川整備課 | 内水対策事業 | 市町村の流域対策に対し国庫と合わせ県費補助を実施 | 田原本町阪手南外12地区に対する財政支援 | R5年度は10市町村に県費補助を実施 | 河川整備課 | 総務管理係 |
| 1-2 | 2 | 水田貯留の機能に着目し、水田の保全を目的に平成24年度から取組をはじめており、今後も効果的・組織的な取組を進める。 | 食と農の振興部 | 農村振興課 | 水田貯留促進事業 | 農地を治水利用するため排水口改良など、条件整備を実施 | 排水口改良など条件整備を実施 | 排水口改良など条件整備を実施 | 農村振興課 | 水利防災対策係 |
| 1-2 | 3 | 県管理の河川堤防、ダム、樋門について適切な維持管理を行うため、ダム、樋門等河川管理施設の老朽化対策を推進するとともに、南海トラフ巨大地震等に備えた耐震対策を行う。そのほか、県内に設置されている国、市、水資源機構、関西電力、電源開発等が管理する各ダム施設についても、老朽化対策及び耐震対策を推進する。 | 県土マネジメント部 | 河川整備課 | 補助ダム堰堤改良事業 ダム施設維持修繕 | ダムや樋門について、長寿命化計画に基づいた修繕を実施 ※別冊「奈良県国土強靱化地域計画に基づき実施する事業」参照 | 天理ダム、白川ダムのダム管理用設備の更新などを実施 | 天理ダム、白川ダムのダム管理用設備の更新などを実施 | 河川整備課 | 河川整備係 |
| 1-2 | 4 | 平成24年度に完成した大滝ダムの効果を最大限発現させるため、国及び県が協力しながら紀の川の改修を進め、国及び県管理区間における未改修区間の対応を進める。 | 県土マネジメント部 | 河川整備課 | 南部東部地域河川改良事業 | 南部・東部地域の治水安全度向上を図るため河川改良を実施（淀川流域、紀の川流域） ※別冊「奈良県国土強靱化地域計画に基づき実施する事業」参照 | 町並川等で河川改修を実施 | 町並川等で河川改修を実施 | 河川整備課 | 河川整備係 |
| 1-2 | 4 | 平成24年度に完成した大滝ダムの効果を最大限発現させるため、国及び県が協力しながら紀の川の改修を進め、国及び県管理区間における未改修区間の対応を進める。 | 県土マネジメント部 | 河川整備課 | 直轄河川事業（紀の川） | 紀の川の河川改修を実施 | 紀の川における河川改修を促進 | 紀の川における河川改修の実施 | 河川整備課 | 総務管理係 |
| 1-2 | 5 | 紀伊山地は土砂流出・堆積の著しい流域が存在することや複数の管理者によるダムが整備されていることから、堆積土砂対策や利水ダムの治水運用の拡大など、洪水対応等の危機管理に向けた国による上下流一貫した総合的な治水対策を推進する。 | 県土マネジメント部 | 砂防・災害対策課 | 直轄砂防事業（紀伊山系） | 紀伊山系における土砂災害対策を実施 | 紀伊山系における土砂災害対策を促進 | 紀伊山系における土砂災害対策を促進 | 砂防・災害対策課 | 砂防係 |
| 1-2 | 5 | 紀伊山地は土砂流出・堆積の著しい流域が存在することや複数の管理者によるダムが整備されていることから、堆積土砂対策や利水ダムの治水運用の拡大など、洪水対応等の危機管理に向けた国による上下流一貫した総合的な治水対策を推進する。 | 県土マネジメント部 | 河川整備課 | 新宮川水系堆積土砂処分推進事業 | 新宮川水系において堆積土砂撤去等により治水安全度向上を推進する | 川原樋川等で堆積土砂撤去を実施 | 川原樋川等で堆積土砂撤去を実施 | 河川整備課 | 河川整備係 |
| 1-2 | 6 | 平成27年の水防法改正を受け想定最大規模降雨を対象とした洪水浸水想定区域図は、水位周知河川である23河川の全てについて令和2年3月に公表しているが、水防法に定めのない小規模河川についても、住民に対して、きめ細かく水害リスクを周知するため、小規模河川の洪水浸水想定区域図作成を進めていく。 | 県土マネジメント部 | 河川整備課 | 河川情報基盤整備事業 | ・作成した洪水浸水想定区域図データを閲覧・活用できるシステム構築を行う。 ・市町村担当者に対するハザードマップ作成支援を行う。 | ・洪水浸水想定区域図データ閲覧システム構築 ・市町村へのハザードマップ作成支援 | ・洪水浸水想定区域図データ閲覧システムを、奈良県災害リスク情報システムとして構築 ・市町村へのハザードマップ作成支援を実施 | 河川整備課 | 水防災対策係 |
| 1-2 | 7 | より迅速な避難を促す河川情報を効率的・効果的に発信・提供するため、洪水時の水位観測に特化した危機管理型水位計と簡易型河川監視カメラをきめ細かな水位把握が必要な場所に設置する等、水防情報の発信の強化を図る。 | 県土マネジメント部 | 河川整備課 | 河川情報基盤整備事業 | 河川情報をリアルタイムに把握し、市町村や住民に情報提供する河川観測機器について、浸水リスクへの信頼性向上のため、水位観測局浸水対策等検討を行う。 | 水位観測局浸水対策等検討 | 水位観測局浸水対策等検討を実施 | 河川整備課 | 水防災対策係 |
| 1-2 | 8 | 防災重点ため池のソフト対策について、機能診断調査やハザードマップ作成及び公表を市町村において実施しているが、県として早期に進むよう今後より一層の啓発や支援を行う。 | 食と農の振興部 | 農村振興課 | 団体営防災対策事業 | 防災重点ため池の老朽化の把握、耐震性の調査、管理状況の点検などを実施する市町村に対して支援 | 老朽化の把握259箇所、耐震性の調査52箇所、ため池の点検175箇所実施予定 | 老朽化の把握242箇所、耐震性の調査48箇所、ため池の点検163箇所実施予定 | 農村振興課 | 水利防災対策係 |
| 1-3 | 1 | 『住民の命を守る行動』、『命を守る備え』を支える真に必要な対策を推進するため、紀伊半島大水害や平成30年7月豪雨等、近年の土砂災害を教訓として策定した奈良県土砂災害対策施設整備計画（令和元年10月策定）に基づき、土砂災害特別警戒区域（レッド区域）内の24時間利用の要配慮者利用施設の保全や避難所の移転指導も含めた安全確保、緊急輸送道路でもある紀伊半島アンカールートの保全を優先して実施する。 | 県土マネジメント部 | 砂防・災害対策課 | 土砂災害対策事業（通常砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業） | 土砂災害に対するハード対策（地すべり対策、土石流対策、急傾斜対策）を実施 ※別冊「奈良県国土強靱化地域計画に基づき実施する事業」参照 | 令和元年策定の奈良県土砂災害対策施設整備計画に基づき土砂災害に対するハード対策を実施 | 土砂災害特別警戒区域内の24時間利用の要配慮者施設等の重点的に保全する箇所について、ハード対策を実施 | 砂防・災害対策課 | 砂防係 |
| 1-3 | 2 | 紀伊半島大水害で深層崩壊による河道閉塞が発生した赤谷地区等6地区における国による砂防事業の着実な実施に併せ、土砂の生産・流出が著しい熊野川流域において、国による土砂災害対策計画の策定・実施によって、地域の安全・安心を向上させる。 | 県土マネジメント部 | 砂防・災害対策課 | 直轄砂防事業（紀伊山系） | 紀伊山系における大規模土砂災害対策等 | 紀伊山系における土砂災害対策を促進 | 紀伊半島アンカールートについて、土砂災害に対するハード対策を実施 | 砂防・災害対策課 | 砂防係 |
| 1-3 | 3 | 亀の瀬地すべりについては、地すべりが再発した場合の地域への影響の大きさに鑑み、国による事業の継続と施設の維持管理、及び万全な監視・観測体制に併せ、関係機関との連絡体制の強化など、豪雨及び地震の想定を含めた危機管理体制の構築を図ることで、地域の安全・安心を向上させる。 | 県土マネジメント部 | 河川整備課 | 直轄地すべり対策事業（亀の瀬地区） | 亀の瀬地すべり対策事業を促進 | 亀の瀬地すべり対策を促進 | 亀の瀬地すべり対策の実施 | 河川整備課 | 総務管理係 |
| 1-3 | 4 | 木津川上流域においては、土石流危険渓流が集中していることから、安全な生活基盤の確保に向けた国による事業の実施を促進し、地域の安全・安心を向上させる。 | 県土マネジメント部 | 砂防・災害対策課 | 直轄砂防事業（木津川水系） | 木津川上流域における砂防事業等を促進 | 木津川上流域における砂防事業等を促進 | 紀伊半島アンカールートについて、土砂災害に対するハード対策を実施 | 砂防・災害対策課 | 砂防係 |
| 1-3 | 5 | 災害発生時、二次災害を防止するため、斜面の判定を行う斜面判定士を育成（全国砂防ボランティア協議会認定）する。 | 県土マネジメント部 | 砂防・災害対策課 | 斜面判定士育成事業 | 斜面判定士育成のための研修会を実施 | 研修会の開催（年度内に1回） | 砂防ボランティア協会と協同で研修会を開催（1回） | 砂防・災害対策課 | 総務管理係 |
| 1-3 | 6 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域について、令和2年3月に全県における区域指定が完了しており、引き続き2巡目調査を行う。 | 県土マネジメント部 | 砂防・災害対策課 | 土砂災害基礎調査・指定推進事業 | 土砂災害に対するソフト対策（基礎調査）を実施 | 2巡目の土砂災害基礎調査を実施 | 土砂災害基礎調査を実施（新規箇所、見直し箇所）するとともに、調査結果の公表を実施 | 砂防・災害対策課 | 災害対策係 |
| 1-3 | 7 | ゲリラ豪雨や大型台風などの異常気象、南海トラフ巨大地震等の大規模地震への備えとして、大規模土砂災害の監視・警戒・避難の体制構築を行う。 | 県土マネジメント部 | 砂防・災害対策課 | 大規模土砂災害に対する支援事業 | 大規模土砂災害に対する情報提供および防災マップの作成・利活用ガイドラインの市町村担当者への普及を図り、市町村の大規模土砂災害の監視・警戒・避難の体制づくりを支援 | ・大規模土砂災害に対する情報提供支援を実施 ・防災マップ作成を進めるため、市町村担当者を集めたワーキンググループを開催 | 市町村の防災担当者を対象に講習会を実施し、大規模土砂災害に対する情報提供を行うとともに、「土砂災害地域防災マップづくり」の講習会を実施 | 砂防・災害対策課 | 災害対策係 |
| 1-3 | 8 | 『土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律』に基づき、市町村地域防災計画に定めた避難場所・避難経路などを周知するため、市町村が行うハザードマップの作成、公表及び土砂災害に係る避難訓練を支援する。 | 県土マネジメント部 | 砂防・災害対策課 | 警戒避難体制整備支援事業 | 市町村担当者に対するハザードマップ作成支援や市町村の防災訓練を支援 | ・ハザードマップ作成を進めるため、市町村担当者を集めたワーキンググループを開催 ・市町村の防災訓練に合わせて、土砂災害啓発に関する出前講座を実施 | ・市町村の防災担当者を対象にした「土砂災害地域防災マップづくり」の講習会を実施 ・十津川村が実施した防災訓練において、土砂災害に関するパネル展及び深層崩壊の仕組みを模型により説明する講座を実施 | 砂防・災害対策課 | 災害対策係 |
| 1-4 | 1 | 現在全ての市町村において具体的な発令基準を定めているが、市町村が災害時に円滑に基準を運用し、適切な避難勧告等の発令が行えるよう、訓練などを通して引き続き支援する。 | 県土マネジメント部 総務部知事公室 | 河川整備課 防災統括室 | 市町村住民避難対策支援事業 | 河川の上流と下流の市町村間で整合のとれた避難勧告等の発令基準を作成することを目指し、市町村、県及び関係機関で検討会を開催 | 河川の上流と下流の市町村間で整合のとれた避難勧告等の発令基準を作成することを目指し、市町村、県及び関係機関で訓練や会議等を実施 | 市町村、県及び関係機関での水防訓練を実施 水災による被害軽減の取り組みに向け、流域が一体となり減災対策協議会を開催 | 防災統括室 河川整備課 | 防災企画係 水防対策係 |

第2期奈良県国土強靱化地域計画（R3～R8）

奈良県国土強靱化アクションプラン2023実施事業

| リスクシナリオ | 枝番 | 施策の推進方針 | 担当部局 | 担当課 | 事業名 | 具体的内容 | 令和5年度取組 | 令和5年度取組実績 | 担当課 | 担当係 |
|---------|----|--|------------------|----------------|----------------------------------|--|---|--|------------------------------|------------------------------------|
| 1-4 | 2 | 県と地方気象台が共同で発表する「土砂災害警戒情報」については、県ホームページの土砂災害・防災情報システムにおいて1kmメッシュの土砂災害危険度情報等の提供やメール配信を実施しており、引き続き啓発活動等により市町村及び住民への一層の周知を図る。 | 県土マネジメント部 | 砂防・災害対策課 | 土砂災害防災情報システム整備事業 | 土砂災害警戒情報等の土砂災害に係る危険度情報を県民等に配信するシステムの管理と啓発活動を実施 | ・土砂災害警戒情報の迅速な提供や警戒区域の的確な周知を県民等に行うため、システム改修により「予測精度の高度化」を実施 ・県内6校(小学校:3校、中学校:1校、盲ろう学校:2校)及び県内自治会(1地区)で土砂災害に関する出前講座を実施 ・関係機関と連携し、県内各地で土砂災害パネル展を実施(計10回) ・十津川村が実施した防災訓練において、土砂災害に関するパネル展及び深層崩壊の仕組みを模型により説明する講座を実施 | 砂防・災害対策課 | 災害対策係 | |
| 1-4 | 3 | より迅速な避難を促す河川情報を効率的・効果的に発信・提供するため、洪水時の水位観測に特化した危機管理型水位計と簡易型河川監視カメラをきめ細かな水位把握が必要な場所に設置する等、水防情報の発信の強化を図る。 | 県土マネジメント部 | 河川整備課 | 河川情報基盤整備事業 | 河川情報をリアルタイムに把握し、市町村や住民に情報提供する河川観測機器について、浸水リスクへの信頼性向上のため、水位観測局浸水対策等検討を行う。 | 水位観測局浸水対策等検討 | 水位観測局浸水対策等検討を実施 | 河川整備課 | 水防災対策係 |
| 1-4 | 4 | 迅速な避難に役立つ土砂災害の危険度に関する情報の発信や、土砂災害に警戒すべき区域、法規制箇所などの情報提供をより効率的・効果的に行うためデータベース化やインターネット等を活用した情報発信を推進する。 | 県土マネジメント部 | 砂防・災害対策課 | 土砂災害防災情報システム整備事業 | 土砂災害・防災情報システムや砂防・災害対策課HPを活用したデータベース化及び情報発信を実施 | 土砂災害・防災情報システム等を活用した危険度情報等の情報発信、最新の土砂災害警戒区域等の情報発信、法規制箇所のデータベース化及び情報発信について実施 | 土砂災害・防災情報システム(危険箇所とリスクの高まりを地図上で重ねて表示)を活用した危険度情報の発信、最新の土砂災害警戒区域等の情報発信、法規制箇所のデータベース化及び情報発信について実施 | 砂防・災害対策課 | 総務管理係 災害対策係 |
| 1-4 | 5 | 河川や砂防などの防災情報を効率的・効果的に収集し、情報発信するため、雨量観測システムの統合を図る。 | 県土マネジメント部 | 河川整備課、砂防・災害対策課 | 土砂災害防災情報システム整備事業 | 土砂災害・防災情報システムにおける情報発信改善に向けた砂防雨量観測システム更新等を実施 | ・砂防系雨量観測システムの更新 ・河川情報システムへの統合 | ・砂防系雨量観測システムの更新(無線化・二重化)完了、河川情報システムへの統合完了 ・雨量表示盤(全11箇所)の撤去(6箇所)・更新(5箇所)予定について、撤去(6箇所)完了。 | 河川整備課 砂防災害対策課 | 水防災対策係 災害防止係 |
| 1-4 | 6 | 市町村と連携し、県営都市公園のオープンスペースについて避難経路や避難地としての活用を図り、来園者の安全な避難誘導のため公園案内サインの適正配置及び園内放送設備の活用を推進する。また、公園滞在者への土砂災害発生状況や避難勧告等の情報提供を可能にするインターネット環境等の整備を図る。 | 地域デザイン推進局 | 公園緑地課 | 単独都市計画公園事業 | 来園者の誘導のための園路案内サイン等の整備 | 園路案内サイン等のあり方の検討 | DXを活用した、公園来園者への案内情報の提供に向けて、R6年度春に実施する、実証実験に関する検討および準備を実施 | 公園緑地課 | 都市公園係 |
| 1-4 | 7 | 市町村が発令する避難指示等の防災情報を、県防災情報システムを活用してLアラートや防災ポータルを通じて住民に迅速かつ的確に情報伝達するため、定期的な訓練や運用試験により安定した運用を維持する。 | 総務部知事室 | 防災統括室 | 市町村住民避難対策支援事業 | 市町村において適切な避難指示等の発令が行えるよう訓練等を実施 | 災害対策基本法の改正についての説明会及びシステム運用についての説明会を開催するとともに、システムを用いた避難指示等の発令訓練を実施 | システムを用いた避難指示等の発令訓練を実施 | 防災統括室 | 防災企画係 |
| 1-4 | 7 | 市町村が発令する避難指示等の防災情報を、県防災情報システムを活用してLアラートや防災ポータルを通じて住民に迅速かつ的確に情報伝達するため、定期的な訓練や運用試験により安定した運用を維持する。 | 総務部知事室 | 防災統括室 | 奈良県防災行政通信ネットワーク運営事業 | 奈良県防災行政通信ネットワークの保守管理を行い、安定した運用を維持 | 機器の定期点検、及び、システム操作習熟のための説明会を実施 | 機器の定期点検、及び、システム操作習熟のための説明会を実施 | 防災統括室 | 防災施設係 |
| 1-4 | 8 | 県内の市町村、消防機関及び防災関係機関における相互の非常通信として、有線回線、衛星回線及び衛星携帯電話回線による県防災行政通信ネットワークシステムを平成29年度から運用開始しており、定期的な訓練や運用試験により安定した運用を維持する。 | 総務部知事室 | 防災統括室 | 奈良県防災行政通信ネットワーク運営事業 | 奈良県防災行政通信ネットワークの保守管理を行い、安定した運用を維持 | 機器の定期点検、及び、非常通信操作習熟のための説明会・操作訓練等を実施 また、衛星回線を第2世代から第3世代への対応を検討するために設計を実施 | 機器の定期点検、及び、非常通信操作習熟のための説明会・操作訓練等を実施 | 防災統括室 | 防災施設係 |
| 1-4 | 9 | 災害発生時における県民からの安否確認に対して適切に対応できるよう、市町村とともに安否情報の提供体制を構築しておく。その際、個人情報の取り扱いについて十分に配慮する。 | 総務部知事室 | 防災統括室 | 安否情報システム全国一斉訓練への参加 | 消防庁が実施する訓練に参加し、同システムに係る事務の習熟を図る | 年2回の訓練に参加 | 年2回の訓練に参加 | 防災統括室 | 防災企画係 危機対策係 |
| 1-4 | 9 | 災害発生時における県民からの安否確認に対して適切に対応できるよう、市町村とともに安否情報の提供体制を構築しておく。その際、個人情報の取り扱いについて十分に配慮する。 | 総務部知事室 | 防災統括室 | 市町村職員に対する安否情報に係る事務の説明等 | 法律に基づく安否情報の収集及び提供の事務について、自然災害と国民保護事業の差異等を含め市町村担当職員に説明し、災害時の対応力強化を図る | 市町村担当職員対象の会議等において説明を実施 | 市町村担当職員対象の会議等において説明を実施 | 防災統括室 | 防災企画係 危機対策係 |
| 1-4 | 10 | 市町村が行う平常時における避難行動要支援者情報の外部提供や個別計画の作成等について、好事例の普及や情報提供等の支援を行う。 | 福祉医療部 | 地域福祉課 | 災害時要配慮者支援事業 | 市町村が行う平常時における避難行動要支援者情報の外部提供や個別避難計画の作成等について、好事例の普及や情報提供等の支援を行う | 個別避難計画の作成について、市町村職員への研修会等を実施。市町村の実態調査及び取組課題のヒアリングを実施。 | ・個別避難計画の作成について、市町村職員を対象に研修会を開催 ・避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成について、市町村に対し、進捗状況及び取組課題のヒアリングを実施 | 地域福祉課 | 地域福祉推進係 |
| 1-4 | 11 | 社会福祉施設は、非常災害時に対する避難計画を立てることとなり、計画の有無等を把握し、監査実施時等に詳細を確認しているものもあるが、引き続き、必要に応じて計画の作成や見直しを働きかける。 | 福祉医療部 | こども・女性局 | 社会福祉施設避難計画策定促進 | 大規模地震対策特別措置法に基づき、社会福祉施設における避難計画の策定等を早期に行うよう働きかけ | 既存の社会福祉施設における避難計画を必要に応じて見直し、また、新設等の施設についても早期に策定するよう働きかけ | 既存の社会福祉施設における避難計画を必要に応じて見直し、また、新設等の施設についても早期に策定するよう働きかけた | 障害福祉課 | 総務・施設係 |
| 1-4 | 11 | 社会福祉施設は、非常災害時に対する避難計画を立てることとなり、計画の有無等を把握し、監査実施時等に詳細を確認しているものもあるが、引き続き、必要に応じて計画の作成や見直しを働きかける。 | 福祉医療部 | こども・女性局 | 社会福祉施設避難計画策定促進 | 大規模地震対策特別措置法に基づき、社会福祉施設における避難計画の策定等を早期に行うよう働きかけ | 市町村と連携し、避難計画の策定等を促す | 市町村と連携し、避難計画の策定等を促した | 障害福祉課 奈良っ子はぐくみ課 こども家庭課 | 総務・施設係 自立・支援係 保育係 児童虐待対策係 |
| 1-4 | 11 | 社会福祉施設は、非常災害時に対する避難計画を立てることとなり、計画の有無等を把握し、監査実施時等に詳細を確認しているものもあるが、引き続き、必要に応じて計画の作成や見直しを働きかける。 | 福祉医療部 | こども・女性局 | 社会福祉施設避難計画策定促進 | 大規模地震対策特別措置法に基づき、社会福祉施設における避難計画の策定等を早期に行うよう働きかけ | 既存の社会福祉施設における避難計画を必要に応じて見直し、また、新設等の施設についても早期に策定するよう働きかけ | 既存の社会福祉施設における避難計画を必要に応じて見直し、また、新設等の施設についても早期に策定するよう働きかけた。 | 奈良っ子はぐくみ課 こども家庭課 | 保育係 児童虐待対策係 |
| 1-4 | 12 | 要配慮者の個々の特性等に配慮した福祉避難所を整備するため、市町村に対し技術的な助言等を行う。 | 福祉医療部 | 地域福祉課 | 災害時要配慮者支援事業 | 要配慮者の個々の特性等に配慮した福祉避難所を整備するため、市町村に対し技術的な助言等を行う | 福祉避難所の整備について、市町村の実態調査及び取組課題のヒアリングを実施。 | 福祉避難所の設置について、市町村に対し、立地状況及び整備内容のヒアリングを実施 | 地域福祉課 | 地域福祉推進係 |
| 1-4 | 13 | 在住外国人の安全・安心を確保するためにも、関係機関が連携し、外国人向け災害情報の伝達体制を強化する。 | 総務部 | 国際課(外国人支援センター) | 防災・減災事業 | 災害時通訳・翻訳ボランティアを養成するとともに、在住外国人の防災意識の高揚を図る | ・災害時通訳・翻訳ボランティア養成研修の実施(3回) ・市町村職員研修の実施(1回) ・在住外国人のための災害時行動ガイド(パンフレット「中国語版」、「韓国語版」、「ポルトガル語版」)の作成・配布 | ・災害時通訳・翻訳ボランティア養成研修の実施(3回) ・市町村職員研修の実施(1回) ・在住外国人のための災害時行動ガイドのホームページ掲載(やさしい日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語) | 国際課 (外国人支援センター) | 国際交流係 |
| 1-4 | 14 | 一次避難地、広域避難地や広域防災拠点となる都市公園の整備の推進や、市町村に対しての防災機能を有する都市公園の技術的な助言等を行う。 | 地域デザイン推進局 | 公園緑地課 | 都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業 都市公園等整備事業 | ・都市公園における総合的な安全・安心対策事業を緊急かつ計画的に実施 ・避難地となる都市公園の整備・防災機能の拡充 | ・年度内に市町村都市公園等主管課長会議を開催(1回) ・都市公園の整備・防災機能を拡充 | ・公園事業を実施している市町村を4月に訪問して、交付金事業についての最新の話題提供を行うとともに、個別相談を実施 ・馬見丘陵公園で休憩施設等の整備を実施 | 公園緑地課 | 都市公園係 |
| 1-4 | 15 | 公園施設について今後さらに進む老朽化に対する安全対策の強化及び既存ストックの長寿命化を図るため、適切な施設点検・維持補修等の予防保全型管理を推進する。 | 地域デザイン推進局 | 公園緑地課 | 公園施設長寿命化対策支援事業 公園施設長寿命化計画策定事業 | ・長寿命化計画に基づく公園施設の更新 ・公園施設の予防保全型管理を取り入れた長寿命化計画の策定 ※別冊「奈良県国土強靱化地域計画に基づき実施する事業」参照 | ・長寿命化計画に基づく公園施設の計画的な更新 ・平成26年度に策定した公園施設長寿命化計画の見直しを実施 | ・馬見丘陵公園、竜田公園で橋梁、園路舗装等の整備を実施 ・見直し対象で、残り1公園となっていた大和民俗公園の公園施設長寿命化計画の見直しに着手 | 公園緑地課 | 都市公園係 |
| 1-4 | 16 | 住民の生命を守るためには、住民一人一人が「自らの命は自らで守る」意識のもと、日頃から災害に関する知識を習得し、備えることが重要であるため、防災知識の普及や啓発や防災教育、防災訓練等を継続して実施する。 | 総務部知事室、県土マネジメント部 | 安全・安心まちづくり推進課 | 安全・安心まちづくり普及啓発事業 | テキストの作成・配布やDVDの整備・貸出等により災害時における「自助」「共助」の重要性や備えについて啓発 | テキストの作成・配布やDVDの貸出等により災害時における「自助」「共助」の重要性や備えについて啓発 | テキストの作成・配布やDVDの貸出等により災害時における「自助」「共助」の重要性や備えについて啓発 | 安全・安心まちづくり推進課 | 安全・安心まちづくり推進係 |
| 1-4 | 16 | 住民の生命を守るためには、住民一人一人が「自らの命は自らで守る」意識のもと、日頃から災害に関する知識を習得し、備えることが重要であるため、防災知識の普及や啓発や防災教育、防災訓練等を継続して実施する。 | 総務部知事室、県土マネジメント部 | 砂防・災害対策課 | 警戒避難体制整備支援事業 | 出前講座等による防災知識の普及や啓発や防災教育を実施 | 土砂災害啓発に関する出前講座やイベントを実施 | ・県内6校(小学校:3校、中学校:1校、盲ろう学校:2校)及び県内自治会(1地区)で土砂災害に関する出前講座を実施 ・関係機関と連携し、県内各地で土砂災害パネル展を実施(計10回) | 砂防・災害対策課 | 災害対策係 |
| 1-4 | 17 | 県内では、避難を要するような自然災害等の経験のない県民が大半である。自主防災組織や自治会等が、実際に災害に直面した時に効果的・効率的に機能するために、訓練など体験的な学習により実践力を習得・向上できるよう支援する。 | 安全・安心まちづくり推進課 | 安全・安心まちづくり推進課 | 安全・安心まちづくり地域活動支援事業 | ・HP、Web通信等による情報提供 ・「安全・安心まちづくりアドバイザー」を委嘱し、地域からの要請に基づき派遣 ・体験により実践的な防災や災害対応ノウハウを身につけるため、市町村と連携し地域住民が主体的に企画・参加する防災訓練を支援 | ・HP、Web通信等による情報提供 ・安全・安心まちづくりアドバイザーの委嘱(19団体、60人程度) ・安全・安心まちづくりアドバイザーの派遣(60回程度) ・自主防災訓練支援事業の実施(3回程度) | ・防災に係るHP、Web通信の配信 ・防災功労者知事表彰(11月) ・安全・安心まちづくりアドバイザーの委嘱(17団体、57人) ・安全・安心まちづくりアドバイザーの派遣(12回) ・自主防災訓練支援事業の実施(3ヶ所) | 安全・安心まちづくり推進課 | 安全・安心まちづくり推進係 |
| 1-4 | 17 | 県内では、避難を要するような自然災害等の経験のない県民が大半である。自主防災組織や自治会等が、実際に災害に直面した時に効果的・効率的に機能するために、訓練など体験的な学習により実践力を習得・向上できるよう支援する。 | 安全・安心まちづくり推進課 | 安全・安心まちづくり推進課 | 安全・安心まちづくり地域活動支援事業 | 住民参加型で、災害発生時から避難所運営訓練までを想定した訓練を実施 | 自主防災訓練支援事業として3回実施予定 | 自主防災訓練支援事業として3回実施 | 安全・安心まちづくり推進課 | 安全・安心まちづくり推進係 |

第2期奈良県国土強靱化地域計画（R3～R8）

奈良県国土強靱化アクションプラン2023実施事業

| リスクシナリオ | 枝番 | 施策の推進方針 | 担当部局 | 担当課 | 事業名 | 具体的内容 | 令和5年度の取組 | 令和5年度の取組実績 | 担当課 | 担当係 |
|---------|----|---|-------------------|-----------------------|--|--|---|--|------------------|------------------------|
| 1-4 | 18 | 学校における防災教育及び防災訓練の充実を図る。特に防災訓練では、授業以外の時間帯や緊急地震速報を活用した訓練など、より実践的な訓練の推進を図る。 | 教育委員会 | 保健体育課 | 学校安全教室推進事業 | 有識者（専門家）による講義や演習、実践発表・協議を内容とする研修会の実施 | 防災についての研修会を開催し、教職員の安全に関する資質・能力及び指導力の向上を図ることで、それぞれの学校での安全教育の充実を図る | R5.8.31にNPO法人奈良県防災士会より講師をお招きし奈良県産業会館にて講習会を開催した。防災教育に係る講義と、体験型避難所開設・運営訓練を実施した。 | 健康・安全教育課 | 健康教育係 |
| 1-4 | 19 | 教職員を対象とした防災に係る研修会を実施し、小・中・高等学校・特別支援学校における防災教育の促進を図る。 | 教育委員会 | 保健体育課 | 学校安全教室推進事業 | 有識者（専門家）による講義や演習、実践発表・協議を内容とする研修会の実施 | 防災についての研修会を開催し、教職員の安全に関する資質・能力及び指導力の向上を図ることで、それぞれの学校での安全教育の充実を図る | R5.8.31にNPO法人奈良県防災士会より講師をお招きし奈良県産業会館にて講習会を開催した。防災教育に係る講義と、体験型避難所開設・運営訓練を実施した。 | 健康・安全教育課 | 健康教育係 |
| 1-4 | 20 | 過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるために、当該災害に係る資料を収集・保存し、広く一般に閲覧するなど、災害教訓を伝承する。 | 総務部知事公室 | 防災統括室 | 「奈良の災害史」パネルの展示 | 県、市町村の施設を利用し、「奈良の災害史」パネルを定期的に展示することで、県民の災害啓発を図る | 年2回程度の展示 | 講演会等の機会をとりえパネル展示を実施 | 防災統括室 | 危機対策係 |
| 2-1 | 1 | 近い将来発生が予測され、奈良県でも大きな被害が見込まれる南海トラフ巨大地震等による大規模災害発生の際に、県内被災地はもとより、津波被害が想定される紀伊半島沿岸地域への救難救助活動等拠点として、緊急消防援助隊等の災害救助要員のベースキャンプや航空機の活動拠点、災害派遣医療チームの活動拠点、救援物資の備蓄倉庫・集配機能などを有する大規模広域防災拠点を紀伊半島中部に位置する五條市に整備する。 | 総務部知事公室、県土マネジメント部 | 防災統括室 大規模広域防災拠点整備課 | 奈良県大規模広域防災拠点整備事業 | 奈良県大規模広域防災拠点の整備 | 令和5年度予算執行査定の結果、奈良県単独での2,000m級滑走路を備えた大規模広域防災拠点の整備計画は見直すこととし、今後、防災目的での整備内容を多角的に再検討する。 | 令和5年度予算執行査定の結果を踏まえ、防災目的での整備内容を多角的に再検討した。 | 防災統括室 広域防災拠点課 | 防災拠点係 調整係ほか |
| 2-1 | 2 | 〔(仮称)中町道の駅〕について、第二阪奈道路中町ICに近く、緊急輸送道路である県道枚方大和郡山線とのアクセス性が良好なことから、災害発生時における自衛隊等の支援部隊の集結地、物資輸送、救援活動の場となる広域防災拠点の役割を担う施設として整備を図る。 | 総務部知事公室、県土マネジメント部 | 防災統括室 道路建設課 | 安全・安心を支える道路の整備推進 | 中町「道の駅」の整備 | 建築工事、外構等工事の推進 | 建築工事、外構等工事の推進 | 防災統括室 道路建設課 | 防災拠点係 道路計画係 |
| 2-1 | 3 | 災害発生時には、人員や物資、救助・救急、医療活動など緊急輸送にかかる交通輸送が確保され、被災後も経済活動を機能不全に陥らせないために、紀伊半島アンカールートを構成する京奈和自動車道、国道168号五條新宮道路、国道169号をはじめとする骨格幹線道路ネットワーク等の整備を進める。また、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化、道路法面や盛土の防災対策を推進し、緊急輸送道路等の道路ネットワーク機能を確保する。 | 県土マネジメント部 | 道路建設課 | 骨格幹線道路ネットワークの整備推進 | 骨格幹線道路ネットワークの整備を推進(京奈和自動車道、国道168号五條新宮道路、国道169号等) ※別冊「奈良県国土強靱化地域計画に基づき実施する事業」参照 | 京奈和自動車道、国道168号五條新宮道路、国道168号小平尾バイパス、国道169号高取バイパス、桜井吉野線百市工区等の骨格幹線道路ネットワークの整備推進 | 京奈和自動車道、国道168号五條新宮道路、国道168号小平尾バイパス、国道169号高取バイパス、桜井吉野線百市工区等の骨格幹線道路ネットワークの整備推進 令和6年3月 五條新宮道路 阪本工区 完成供用 桜井吉野線 百市工区 部分供用 | 道路建設課 | 事業係 事業調整係 |
| 2-1 | 3 | 災害発生時には、人員や物資、救助・救急、医療活動など緊急輸送にかかる交通輸送が確保され、被災後も経済活動を機能不全に陥らせないために、紀伊半島アンカールートを構成する京奈和自動車道、国道168号五條新宮道路、国道169号をはじめとする骨格幹線道路ネットワーク等の整備を進める。また、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化、道路法面や盛土の防災対策を推進し、緊急輸送道路等の道路ネットワーク機能を確保する。 | 県土マネジメント部 | 道路建設課 | 安全・安心を支える道路の整備推進 | 安全・安心を支える道路の整備を推進(国道25号福住工区、高野天川線坪内～南日裏工区等) ※別冊「奈良県国土強靱化地域計画に基づき実施する事業」参照 | 国道25号福住工区、高野天川線(野田川村、五條市、天川村内)等の安全・安心を支える道路の整備推進 | 国道25号福住工区、高野天川線(野田川村、五條市、天川村内)等の安全・安心を支える道路の整備推進 令和5年8月 高野天川線 上工区 部分供用 令和6年2月 高野天川線 坪内～南日裏工区 部分供用 3月 高野天川線 庵住工区 完成供用 等 | 道路建設課 | 事業係 街路係 |
| 2-1 | 3 | 災害発生時には、人員や物資、救助・救急、医療活動など緊急輸送にかかる交通輸送が確保され、被災後も経済活動を機能不全に陥らせないために、紀伊半島アンカールートを構成する京奈和自動車道、国道168号五條新宮道路、国道169号をはじめとする骨格幹線道路ネットワーク等の整備を進める。また、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化、道路法面や盛土の防災対策を推進し、緊急輸送道路等の道路ネットワーク機能を確保する。 | 県土マネジメント部 | 道路保全課 | 橋りょう耐震補強事業 道路災害防除事業 | ・橋りょう耐震補強事業 緊急輸送道路の橋りょうの耐震対策を実施 ・道路災害防除事業 道路斜面で崩落等の兆候がある箇所や、法面の危険度、路線の重要度等を総合的に判断して対策を優先すべき箇所を法面・落石の防災対策を実施 ※別冊「奈良県国土強靱化地域計画に基づき実施する事業」参照 | ・緊急輸送道路の橋りょうの耐震対策を実施 天理王寺線王寺跨線橋外5橋 ・法面・落石の防災対策を実施 国道168号外18路線 | ・緊急輸送道路の橋りょうの耐震対策を実施 天理王寺線王寺跨線橋外2橋 ・法面・落石の防災対策を実施 国道168号外30路線 | 道路マネジメント課 | 道路メンテナンス係 道路環境整備推進係 |
| 2-1 | 4 | 高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することから、インフラの維持管理・更新を確実に実施するため、定期点検等により確認された修繕が必要な道路施設の早期解消、ライフサイクルコストの低減や持続可能な維持管理を実現する予防保全型道路メンテナンスへの転換を推進する。また、緊急輸送道路等の舗装の長寿命化を図る。 | 県土マネジメント部 | 道路保全課 | 道路施設老朽化対策事業 道路施設点検・診断事業 道路舗装補修事業 | ・道路施設老朽化対策事業 点検の診断結果に基づく補修・修繕を実施 ・道路施設点検・診断事業 効率的・効果的な補修・修繕を実施するため、橋りょう、トンネル等の点検を実施 ・道路舗装補修事業 路面の破損が進行し、安全な通行に支障をきたす箇所の対策を実施 ※別冊「奈良県国土強靱化地域計画に基づき実施する事業」参照 | ・長寿命化修繕計画に基づく補修・修繕を実施 国道169号白川橋外65橋 国道169号小口第二トンネル外16トンネル 国道168号老分歩道橋外23施設 ・効率的・効果的な補修・修繕を実施するため、橋りょう、トンネル等の点検を実施 ・路面の破損が進行し、安全な通行に支障をきたす箇所の対策を実施 国道168号外56路線 | ・長寿命化修繕計画に基づく補修・修繕を実施 国道169号白川橋外61橋 国道168号小代下トンネル外11トンネル 国道168号老分歩道橋外20施設 ・効率的・効果的な補修・修繕を実施するため、橋りょう、トンネル等の点検を実施 ・路面の破損が進行し、安全な通行に支障をきたす箇所の対策を実施 国道168号外32路線 | 道路マネジメント課 | 道路メンテナンス係 道路環境整備推進係 |
| 2-2 | 1 | 家庭や企業等においては7日分の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進するため県や市町村による啓発活動に取り組む。 | 総務部知事公室 | 防災統括室 | 非常用備蓄物資について啓発を実施 | 住民向け広報誌等において情報を掲載 | 年度内に1回実施 | 年度内に2回実施 | 防災統括室 | 危機対策係 |
| 2-2 | 2 | 家庭や企業の自主備蓄、さらに市町村による物資供給が不足した場合に備えて、救援物資の現物備蓄及び企業との救援物資供給協定による流通備蓄を組み合わせながら、安定供給に取り組む。また、災害時に物資が不足する被災地へ迅速に供給できるよう、県と市町村間で保有する現物備蓄について、品目や数量を定期的に確認し情報共有を行う。 | 防災統括室 | 防災統括室 | 救援物資の確保 | 災害時に備えた救援物資の安定供給の確保等 | 災害発生時に市町村からの要請に備えて備蓄している救援物資を、被災者に迅速かつ確実に届けるため分散配備を実施 | 災害発生時に市町村からの要請に備えて備蓄している救援物資を、被災者に迅速かつ確実に届けるため分散配備を実施 | 防災統括室 | 防災施設係 |
| 2-2 | 3 | 県内の医薬品等販売業者の夜間連絡先や連絡網については把握しているが、取扱品目、流通経路についても把握することにより、災害時の供給体制に生かす。 | 医療政策局 | 業務課 | 取扱品目の調査事業 | 現在、流通している医薬品を備蓄品目に反映させる | 備蓄品目として108品目を想定しているが、現在、流通している医薬品と照らし合わせて見直しを行う | 備蓄品目として108品目を想定しているが、現在、流通している医薬品と照らし合わせるため、関係団体との意見交換を実施し、見直しを開始。 | 業務課 | 薬業推進係 |
| 2-2 | 4 | 災害発生時においても、食料等必要な物資を継続して安定的に供給するために、施設の安全性や耐震性を確保するとともに、事業継続性を確保できるよう市場施設の再整備事業を推進する。 | 食と農の振興部 | 中央卸売市場再整備推進室 | 中央卸売市場再整備推進事業 | 奈良県中央卸売市場の再整備 | 整備計画の再検討(市場エリアについて適正な規模を精査し、賑わいエリアについて現行プランの実現性等を精査する。) | 市場エリアに関しては、市場事業者に再整備後の施設使用料金を提示したうえで、施設規模の確認を実施。賑わいエリアに関しては、民間事業者へのヒアリング調査を実施 | 中央卸売市場再整備推進室 | 総務調整係・建設推進係 |
| 2-2 | 5 | 災害発生時にはインフラ等の遮断により、住民生活に必要な物資が供給されなくなる可能性があるため、必要に応じて救援物資対応マニュアルの更新等を実施する。 | 産業・観光・雇用振興部 | 企画管理室 | 救援物資の円滑な搬送 | 災害発生時にはインフラ等の遮断により、住民生活に必要な物資が供給されなくなる可能性があるため、救援物資対応マニュアルの作成等を実施 | 災害発生時にはインフラ等の遮断により、住民生活に必要な物資が供給されなくなる可能性があるため、必要に応じて救援物資対応マニュアル更新 | 災害発生時にはインフラ等の遮断により、住民生活に必要な物資が供給されなくなる可能性があるため、救援物資対応マニュアルの作成等を実施 | 企画管理室 | 総務予算係 |
| 2-2 | 6 | 被災地への物資の供給を迅速に行うために、物流事業者等との緊急時救援物資の輸送に関する協定が有効性を維持できるように対応する。 | 産業・観光・雇用振興部 | 産業振興総合センター | 運輸事業振興助成交付金 | 運輸事業の振興の助成に関する法律に基づき、軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業を営む者を構成員とする、本県の区域を単位とした公益社団法人に対し、運輸事業振興助成交付金を交付 | 運輸事業の振興の助成に関する法律に基づき、軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業を営む者を構成員とする、本県の区域を単位とした公益社団法人に対し、運輸事業振興助成交付金を交付 | 運輸事業の振興の助成に関する法律に基づき、軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業を営む者を構成員とする、本県の区域を単位とした公益社団法人に対し、運輸事業振興助成交付金を交付 | 産業振興総合センター | 商業・サービス産業課 県内消費推進係 |
| 2-3 | 1 | 警察施設の耐震性が低いとされた5警察署に対して、4警察署の建て替えや改修工事が終了した。残る1警察署については、現在進めている建て替えによる整備を実施する。 | 警察本部 | 会計課 | 生駒警察署新庁舎整備事業 | 警察施設の耐震化は、震災時の被害情報収集や災害対策指示などの応急活動を支障なく実施できる拠点施設の整備につながり、想定被害を最小限に抑止するために欠かせない施設である。 耐震基準に満たない施設に対して、耐震化事業を推進し、防災対策に万全を期す | 生駒警察署新庁舎整備事業の推進 (R6年度開署予定) | 令和6年9月末の完成に向けて、新庁舎の建築を開始 | 施設整備課 | 管財第一係 |
| 2-3 | 2 | 災害発生時の対応に資するため、警察本部及び県下各警察署の災害用装備資機材を整備する。 | 警察本部 | 警備第二課 | 大震災等大規模災害対策の推進 | 大規模災害に対応するため、的確な情報収集と効果的な災害警備活動が可能な体制を整える | 災害警備活動のための災害用装備資機材を整備し、各警察署等への配分を行う | 発動発電機等を各署に配分し、災害対策用装備資機材を整備 | 警備課 | 災害・緊急事態対策係 |
| 2-3 | 3 | 災害発生後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避するため、停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置を整備する。 | 警察本部 | 交通規制課 | 補助交通安全施設等整備事業 | 信号機電源付加装置の整備 | 更新 3基 | 新設 1基、更新 2基 | 交通規制課 | 企画係 |
| 2-3 | 4 | より災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練の実施、車両・装備資機材の充実強化、情報通信機能の強化、受援補給体制の整備等により、警察災害派遣隊の救出救助能力の強化、持続活動能力の向上、効果的な部隊運用等を図る。 | 警察本部 | 警備第二課 | 災害警備訓練の実施 | 災害時の初動対応能力向上を図るため、各種災害警備訓練を積極的に実施する | 令和5年度奈良県防災総合訓練をはじめ、警察署員の救出救助技能向上のための基礎訓練、近畿管区警察局災害警備訓練施設での訓練等を実施する | 令和5年度奈良県防災総合訓練をはじめ、警察署員の救出救助技能向上のための基礎訓練、近畿管区警察局災害警備訓練施設での訓練等を実施 | 警備課 | 災害・緊急事態対策係 |

第2期奈良県国土強靱化地域計画（R3～R8）

奈良県国土強靱化アクションプラン2023実施事業

| リスクシナリオ | 枝番 | 施策の推進方針 | 担当部局 | 担当課 | 事業名 | 具体的内容 | 令和5年度の取組 | 令和5年度の取組実績 | 担当課 | 担当係 |
|---------|----|--|---------------|---------------|---------------------------|---|--|--|---------------|---------------|
| 2-3 | 5 | 県警警察官及び警察職員の備蓄食糧を拡充し、警察本部庁舎及び各警察署の非常用発電機、無停電電源装置の更なる整備を行い、耐災害性の向上及び機能を強化する。 | 警察本部 | 警備第二課 | 地域活動経費 | 災害警備活動に従事する警察職員のための備蓄食糧を整備し、災害警備活動の維持を図る | 大規模災害発生時において、警察職員の災害警備活動の維持を図るため、災害対応に従事する職員用の備蓄食糧を整備する | 県内外における大規模災害発生時において、警察職員の災害警備活動の維持を図るため、災害対応に従事する職員用の備蓄食糧を整備 | 警備課 | 災害・緊急事態対策係 |
| 2-3 | 6 | 「地域防災拠点」「情報発信基地」となる交番・駐在所について、耐用年数を経過した交番・駐在所を順次整備し、災害時における警察活動の拠点としての機能強化を図る。（現在、耐用年数（木造30年、鉄骨45年、鉄筋70年）を経過した交番・駐在所は76ヶ所（令和2年度）となっている。） | 警察本部 | 地域課 | 交番・駐在所等の新・改築及び撤去 | 経年劣化の著しい交番・駐在所の新・改築及び撤去の整備を進め、地域警察活動・地域防災の拠点となる施設の整備を図ることにより、地域の安全・安心のまちづくりを推進 | 令和5年度に ・奈良西警察署富雄南交番の移転建替 ・郡山警察署郡山駅前交番の移転建替 ・天理警察署健駐在所を交番化し移転建替 ・橿原警察署橿原神宮前交番の移転建替 ・奈良警察署佐紀駐在所の撤去（工事） ・生駒警察署湯船駐在所の撤去（工事） ・高田警察署近鉄御所駅前交番の撤去（工事） ・吉野警察署丹生駐在所の撤去（工事） ・生駒警察署小瀬交番の撤去（設計） ・橿原警察署下土佐駐在所の撤去（設計） ・高田警察署葛駐在所の撤去（設計） ・高田警察署名柄駐在所の撤去（設計）を実施予定 | 令和5年度に ・奈良西警察署富雄南交番の移転建替 ・郡山警察署郡山駅前交番の移転建替 ・天理警察署健駐在所を交番化し移転建替 ・橿原警察署橿原神宮前交番の移転建替 ・奈良警察署佐紀駐在所の撤去（工事） ・生駒警察署湯船駐在所の撤去（工事） ・高田警察署近鉄御所駅前交番の撤去（工事） ・吉野警察署丹生駐在所の撤去（工事） ・生駒警察署小瀬交番の撤去（設計） ・橿原警察署下土佐駐在所の撤去（設計） ・高田警察署葛駐在所の撤去（設計） ・高田警察署名柄駐在所の撤去（設計）を実施 | 地域課 | 企画係 |
| 2-3 | 7 | 警察施設（交番・駐在所）を「地域防災拠点」「情報発信基地」として、避難情報、被災者情報等を迅速に地域住民等に情報発信するため、交番に奈良県警察WANシステムを整備して、警察本部・警察署等との情報ネットワーク化を図る。 | 警察本部 | 地域課 | 奈良県警察WANシステムの情報ネットワーク拡充整備 | 交番の情報ネットワークを整備し、警察本部等との情報伝達を容易にすることで、大規模災害が発生した場合、地域住民と密着した「広域防災拠点」、「情報発信基地」として機能させる | 令和5年度に7交番、18駐在所の情報ネットワーク化を実施予定 | 令和5年度に7交番、18駐在所の情報ネットワーク化を実施 | 地域課 | 企画係 |
| 2-3 | 8 | 老朽化した信号機等の交通安全施設等を計画的に更新・整備することにより、施設の機能停止を予防し、災害時における避難路や緊急輸送路を確保する。 | 警察本部 | 交通規制課 | 補助交通安全施設等整備事業 | 信号制御機の更新、信号灯器のLED化、信号柱の更新 等 | 信号制御機 30基、信号灯器LED化 車両用130式・歩行者用130式、 信号柱更新 10式 | 信号制御機 30基、信号灯器LED化 車両用136式・歩行者用132式、信号柱更新 10式 | 交通規制課 | 企画係 |
| 2-3 | 9 | 消防において災害対応力強化のための体制、救助業務高度化のための装備資機材等の充実強化を推進する。加えて消防団の体制・装備・訓練の充実強化を推進する。特に消防団員、救急救命士の人材を確保する。 | 総務部知事公室 | 消防救急課 | 消防力強化支援事業 | 市町村消防団の消防設備等の整備に対する補助 | 市町村消防団の消防設備等の整備に対して補助 | 県内2町へ補助を実施。 | 消防救急課 | 消防救急係 |
| 2-3 | 9 | 消防において災害対応力強化のための体制、救助業務高度化のための装備資機材等の充実強化を推進する。加えて消防団の体制・装備・訓練の充実強化を推進する。特に消防団員、救急救命士の人材を確保する。 | 総務部知事公室 | 消防救急課 | 救急振興財団運営事業負担金 | 救急救命士養成団体運営に対する負担金 | 救急救命士養成団体運営に対して負担金を提出 | 救急救命士養成団体運営に対して負担金を提出。 | 消防救急課 | 消防救急係 |
| 2-3 | 10 | 緊急消防援助隊や関係機関との合同訓練において様々な形態・規模による訓練を実施し、県外への応援活動及び県外からの緊急消防援助隊の受入体制を、より実効性の高いものにする。 | 総務部知事公室 | 消防救急課 | 緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練開催事業 | 緊急消防援助隊が、警察・自衛隊・DMAT等の関係機関との連携訓練を近畿2府7県で持ち回りで開催 | 令和5年度は和歌山県で緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練を実施し、奈良県隊も参加予定 また、消防救急課内で随時訓練を実施し、緊急消防援助隊の受援体制を確認 | 令和5年度は和歌山県で緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練を実施し、奈良県隊も参加。 また、消防救急課内で随時訓練を実施し、緊急消防援助隊の受援体制を確認した。 | 消防救急課 | 消防救急係 |
| 2-3 | 11 | 円滑な災害対応を実施するため、平常時から災害対策本部運営マニュアルの充実や業務別マニュアルの作成及び見直しを行い、災害種別に応じた図上訓練等を実施する。 | 総務部知事公室 | 防災統括室 | 災害対策本部運営図上訓練の実施 | 危機3課を中心とした災害対策本部運営図上訓練を実施 | 災害対策本部運営図上訓練を年度内に1回実施 | 災害対策本部運営図上訓練を年度内に1回実施 | 防災統括室 | 危機対策係 |
| 2-3 | 12 | 防災総合訓練などで関係機関との連携を図っており、今後も機会をとらえ、警察、消防、自衛隊などと「顔の見える関係」を構築し、連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく。 | 総務部知事公室 | 防災統括室 | 地域防災総合訓練事業 | 消防、警察、自衛隊等関係機関と連携した奈良県防災総合訓練を実施 | 吉野町、下北山村、上北山村、東吉野村と共催で奈良県防災総合訓練を実施 | 吉野町、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村と共催で奈良県防災総合訓練を実施 | 防災統括室 | 危機対策係 |
| 2-3 | 13 | 自主防災組織結成補助金事業（平成22～24年度）や安全・安心まちづくりアドバイザー派遣事業（平成21年～）などを通して様々な啓発を行っているが、県内の自主防災組織率は79.3%（平成31年4月現在）で、全国平均（84.1%）を下回っている。引き続き、自主防災組織の充実及び活性化に取り組む。 | 安全・安心まちづくり推進課 | 安全・安心まちづくり推進課 | 安全・安心まちづくり地域活動支援事業 | ・HP、Web通信等による情報提供 ・防災思想の普及や災害の防禦に関する対策の実施・協力等を行った防災功労者を表彰 ・「安全・安心まちづくりアドバイザー」を委嘱し、地域からの要請に基づき派遣 ・体験により実践的な防災や災害対応ノウハウを身につけるため、市町村と連携し地域住民が主体的に企画・参加する防災訓練を支援 | ・防災に係るHP、Web通信の配信 ・防災功労者知事表彰（11月頃） ・安全・安心まちづくりアドバイザーの委嘱（19団体、60人程度） ・安全・安心まちづくりアドバイザーの派遣（60人程度） ・自主防災訓練支援事業の実施（3回程度）を実施 | ・防災に係るHP、Web通信の配信 ・防災功労者知事表彰（11月） ・安全・安心まちづくりアドバイザーの委嘱（17団体、57人） ・安全・安心まちづくりアドバイザーの派遣（12回） ・自主防災訓練支援事業の実施（3ヶ所） | 安全・安心まちづくり推進課 | 安全・安心まちづくり推進係 |
| 2-3 | 13 | 自主防災組織結成補助金事業（平成22～24年度）や安全・安心まちづくりアドバイザー派遣事業（平成21年～）などを通して様々な啓発を行っているが、県内の自主防災組織率は79.3%（平成31年4月現在）で、全国平均（84.1%）を下回っている。引き続き、自主防災組織の充実及び活性化に取り組む。 | 安全・安心まちづくり推進課 | 安全・安心まちづくり推進課 | 地域防災支援担当者制度 | 県職員やそのOBが、平常時から地域の一員として活動し、地域の気遣い役を果たすとともに自主防災活動の活性化を図る | 県職員やそのOBが、平常時から地域の一員として活動し、地域の気遣い役を果たすとともに自主防災活動の活性化を図る | 地域防災支援担当者 30人に委嘱 | 安全・安心まちづくり推進課 | 安全・安心まちづくり推進係 |
| 2-3 | 14 | 災害の規模が大きくなればなるほど、行政の公的救助・支援である「公助」は届きにくく、「自分や家族の安全は自分で守る」「地域の安全は地域で守る」といった「自助」「共助」が重要になる。このため、災害発生時の被害軽減・拡大防止、災害発生後の迅速・円滑な被災者支援のため、平常時から県民の身近で防災意識啓発や訓練指導等を行うとともに、発災時には共助活動の担い手となり得る人材（防災リーダー、防災士）を養成する。 | 安全・安心まちづくり推進課 | 安全・安心まちづくり推進課 | 安全・安心まちづくり人材育成事業 | ・防災リーダー研修（防災士養成講座）を実施し、地域における防災活動のリーダーとなる人材を養成 ・県が委嘱している「安全・安心まちづくりアドバイザー」を対象に、スキルアップ研修を実施し、防災にかかる指導者の育成と資質向上を図る | ・防災リーダー研修（防災士養成講座）を実施し、地域における防災活動のリーダーとなる人材を養成 ・県が委嘱している「安全・安心まちづくりアドバイザー」を対象に、スキルアップ研修を実施し、防災にかかる指導者の育成と資質向上を図る | ・安全・安心まちづくりアドバイザーの委嘱（17団体、57人） | 安全・安心まちづくり推進課 | 安全・安心まちづくり推進係 |
| 2-4 | 1 | 災害派遣医療チーム（DMAT）の編成支援及びDMATの資質向上や、DMAT活動マニュアルの更なる充実やトリアージ体制の強化等、医療救護活動を推進する。 | 医療政策局 | 地域医療連携課 | 災害急性期医療体制構築事業 | 迅速かつ効果的な災害急性期医療提供体制を構築するため、関係機関の連絡体制の構築や関係者への研修等を実施 | DMAT養成研修受講 災害急性期医療体制等連絡会の開催 | DMAT養成研修受講 災害急性期医療体制等連絡会の開催 | 地域医療連携課 | 緊急医療対策係 |
| 2-4 | 2 | 災害拠点病院及び二次救急医療機関の耐震化や、自家発電装置及び応急医療機材の整備を促進する。 | 医療政策局 | 地域医療連携課 | 奈良県医療施設等耐震整備事業 | 医療施設の耐震化や補強等に対し補助をすることにより、地震発生時の適切な医療提供体制を維持 | 取組予定なし（令和5年度は補助対象医療施設なし） | 取組み実績なし（令和5年度は補助対象医療施設なし） | 地域医療連携課 | 在宅医療・医療連携係 |
| 2-4 | 3 | 災害発生時、医療機関情報の共有として、奈良県広域災害救急医療情報システムの運用や受入可能情報及び医療機関被災状況の情報共有を図る。 | 医療政策局 | 地域医療連携課 | 救急医療情報センター運営事業 | 災害発生時に医療機関の被災・稼働状況等の情報共有のため、奈良県広域災害救急医療情報システムを運用 | システムの運用 運用訓練の実施 | システムの運用 運用訓練の実施 | 地域医療連携課 | 緊急医療対策係 |
| 2-4 | 4 | 災害時、避難所内での感染症等の発生を防止するため、平常時から医療関係機関と連携して、感染症の予防対策等を協議する。 | 医療政策局 | 疾病対策課 | 感染症予防対策事業 | 市町村や県内医療関係機関等に対して、感染症の予防対策等について情報提供し、必要に応じて研修会を開催する | 市町村や県内医療関係機関等と連携を深め、感染症予防対策に取り組む | 奈良県感染症対策連携協議会の開催 奈良県感染症予防計画の改定 健康危機対処計画の策定 健康危機対処計画に基づいた健康危機発生時を想定した訓練の実施 | 疾病対策課 | 感染症係 |
| 2-4 | 5 | 災害時、避難所において被災者の健康管理が適切に実施できるように、避難所運営訓練の中で感染症発生防止のための衛生・健康教育を実施する。 | 福祉医療部 | 企画管理室（各保健所） | 令和5年度奈良県防災総合訓練 | 訓練を通じて避難所の感染症発生防止のための衛生・健康教育を実施 | 地域保健医療調整本部（保健所に設置）の避難所支援班が、アセスメント等の一環として、感染症防止のための対策を指導 | 奈良県防災総合訓練の避難所訓練において、吉野保健所の職員が参加し、感染症防止対策指導も含めたアセスメントを実施 | 福祉医療部企画管理室 | 企画管理室（各保健所） |
| 2-4 | 6 | 奈良県食品衛生監視指導計画に基づき、食品営業施設に対して監視指導を行う。 | 文化・教育・くらし創造部 | 消費・生活安全課 | 食品衛生監視指導事業 | 保健所等により食品営業施設の監視指導を実施 | 食品による危害の発生の未然防止と食品等の衛生確保を図るため県内3保健所及び食品衛生検査所の食品衛生監視員と、畜検査員及び食鳥検査員が食品営業施設及び食品等事業者に対し、監視指導を行う | 食品による危害の発生の未然防止と食品等の衛生確保を図るため県内3保健所及び食品衛生検査所の食品衛生監視員と、畜検査員及び食鳥検査員が食品営業施設及び食品等事業者に対し、監視指導を行った | 消費・生活安全課 | 食品安全推進係 |
| 2-4 | 7 | 発災後に遺体の捜索及び検視・検案等を適切に実施するため、日頃から市町村や関係機関で情報を共有し、訓練等により連携を強化する。 | 警察本部 | 捜査第一課 | 検視場所の確保及び医師会等との連携の強化 | 自治体と連携し、検視場所の確保を進めるとともに、医師会及び歯科医師会等関係機関と合同訓練を実施して連携を強化 | 災害時における適切な検視業務を推進するため、奈良県防災総合訓練等に参加し、医師会・歯科医師会との更なる連携を図る | 奈良県防災総合訓練に参加し、災害時に適切な検視業務を推進できるように備えると共に、当県警主催の法医学研修会を開催して医師会及び歯科医師会の医師に出席していただき、更なる連携強化に努めた。 | 捜査第一課 | 検視官室 |
| 2-4 | 8 | 発災後に遺体の収容及び火葬等を適切に実施するため、市町村に対して遺体収容所や火葬場の確保を働きかけるとともに、応急対策時に支援が可能となるよう、奈良県災害時広域火葬実施要綱に基づき、被災していない市町村に対して広域火葬の応援を依頼する。 | 文化・教育・くらし創造部 | 消費・生活安全課 | 遺体収容・火葬に係る市町村との連携強化 | ・市町村に事前に収容施設指定の必要性を周知 ・災害時に稼働可能な火葬場、そのうち使用可能な炉の数等を把握し、連絡体制を構築 | 奈良県災害時広域火葬実施要綱に基づき引き続き火葬場、連絡担当部局を把握し市町村に情報提供する等平常時における対応を実施する | 奈良県災害時広域火葬実施要綱に基づき、令和5年4月に全市町村に火葬場情報及び担当部署等の確認を依頼。5月に当該情報を全市町村に情報提供。 | 消費・生活安全課 | 営業指導係 |

第2期奈良県国土強靱化地域計画（R3～R8）

奈良県国土強靱化アクションプラン2023実施事業

| リスクシナリオ | 枝番 | 施策の推進方針 | 担当部局 | 担当課 | 事業名 | 具体的内容 | 令和5年度の取組 | 令和5年度の取組実績 | 担当課 | 担当係 |
|---------|----|---|--------------|---------------|--|--|---|--|---------------|------------------------|
| 2-4 | 9 | 医療活動を確保するため、緊急輸送道路ネットワークの整備及び緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化、道路法面や盛土の防災対策を推進する。また、市町村が管理する道路施設の老朽化対策の取組に対する市町村支援を行う。 | 県土マネジメント部 | 道路保全課 | 橋りょう耐震補強事業 道路災害防除事業 道路施設老朽化対策市町村支援事業 | ・橋りょう耐震補強事業 緊急輸送道路の橋りょうの耐震対策を実施 ・道路災害防除事業 道路斜面で崩落等の兆候がある箇所や、法面の危険度、路線の重要度等を総合的に判断して対策を優先すべき箇所では、法面・落石の防災対策を実施 ・道路施設老朽化対策市町村支援事業 市町村管理の橋りょう等の予防保全を図るため、点検業務及び橋りょう修繕設計・工事を受託 ※別冊「奈良県国土強靱化地域計画に基づき実施する事業」参照 | ・緊急輸送道路の橋りょうの耐震対策を実施 天理王寺線王寺跨線橋外5橋 ・法面・落石の防災対策を実施 国道168号外18路線 ・市町村管理の橋りょう等の予防保全を図るため、橋りょう修繕工事及び点検業務を受託 野迫川村他10町村 | ・緊急輸送道路の橋りょうの耐震対策を実施 天理王寺線王寺跨線橋外2橋 ・法面・落石の防災対策を実施 国道168号外30路線 ・市町村管理の橋りょう等の予防保全を図るため、橋りょう修繕工事及び点検業務を受託 野迫川村他11町村 | 道路マネジメント課 | 道路メンテナンス係 道路環境整備推進係 |
| 2-4 | 10 | 高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することから、インフラの維持管理・更新を確実に実施するため、定期点検等により確認された修繕が必要な道路施設の早期解消、ライフサイクルコストの低減や持続可能な維持管理を実現する予防保全型道路メンテナンスへの転換を推進する。また、緊急輸送道路等の舗装の長寿命化を図る。 | 県土マネジメント部 | 道路保全課 | 道路施設老朽化対策事業 道路施設点検・診断事業 道路舗装補修事業 | ・道路施設老朽化対策事業 点検の診断結果に基づく補修・修繕を実施 ・道路施設点検・診断事業 効率的・効果的な補修・修繕を実施するため、橋りょう、トンネル等の点検を実施 ・道路舗装補修事業 路面の破損が進行し、安全な通行に支障をきたす箇所の対策を実施 ※別冊「奈良県国土強靱化地域計画に基づき実施する事業」参照 | ・長寿命化修繕計画に基づく補修・修繕を実施 国道169号白川橋外65橋 国道169号小口第二トンネル外16トンネル 国道168号巻分歩道橋外23施設 ・効率的・効果的な補修・修繕を実施するため、橋りょう、トンネル等の点検を実施 ・路面の破損が進行し、安全な通行に支障をきたす箇所の対策を実施 国道168号外56路線 | ・長寿命化修繕計画に基づく補修・修繕を実施 国道169号白川橋外61橋 国道168号小代下トンネル外11トンネル 国道168号巻分歩道橋外20施設 ・効率的・効果的な補修・修繕を実施するため、橋りょう、トンネル等の点検を実施 ・路面の破損が進行し、安全な通行に支障をきたす箇所の対策を実施 国道168号外32路線 | 道路マネジメント課 | 道路メンテナンス係 道路環境整備推進係 |
| 2-4 | 11 | 現在、浄化槽により汚水処理を行っている下水道未整備区域において、災害時(家屋や施設の被災、電源喪失等)にあっても汚水処理機能継続を確保するため、下水道管渠等の整備を推進する。 | 県土マネジメント部 | 下水道課 | 補助流域下水道建設事業 単独流域下水道建設事業 | 流域関連公共下水道の整備に合わせて幹線管渠の整備を実施 | 流域関連公共下水道の整備時期について市と協議を実施 | 流域関連公共下水道の整備時期について市と協議の上、管渠延伸に向けて事業計画を変更 | 下水道課 | 下水道係 |
| 2-5 | 1 | 避難所や災害時拠点施設での非常用電源整備等の支援を行うなど、避難生活や災害時の活動に必要なエネルギーの確保を図る。 | 水循環・森林・景観環境部 | 水資源政策課 | EV・LPガス発電等を活用した避難所への電力供給事業 | 地域の公民館等の小規模な避難所における、災害時に必要な電力等を自給するための設備導入に対し補助 【対象設備】 ①V2H ②V2L ③可搬式蓄電池 ④LPガス発電設備⑤太陽光発電設備+蓄電池設備(②～④については非常用照明機器併用も対象) 【補助率】1/2(①～④上限400千円、⑤上限1,000千円) | 400千円×1カ所、1,000千円×1カ所を想定 | 申請実績無し | 環境政策課 | エネルギー・温暖化対策係 |
| 2-5 | 2 | 道路ネットワークの遮断を防ぎ、集落が孤立するリスクを防止、軽減するために、紀伊半島アンカールートを構成する京奈和自動車道、国道168号五條新宮道路、国道169号をはじめとする骨格幹線道路ネットワーク等の整備を進める。また、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化、道路法面や盛土の防災対策を推進し、緊急輸送道路等の道路ネットワーク機能を確保する。 | 県土マネジメント部 | 道路建設課 | 骨格幹線道路ネットワークの整備推進 | 骨格幹線道路ネットワークの整備を推進(京奈和自動車道、国道168号五條新宮道路、国道169号等) ※別冊「奈良県国土強靱化地域計画に基づき実施する事業」参照 | 京奈和自動車道、国道168号五條新宮道路、国道168号小平尾バイパス、国道169号高取バイパス、桜井吉野線百市工区等の骨格幹線道路ネットワークの整備推進 | 京奈和自動車道、国道168号五條新宮道路、国道168号小平尾バイパス、国道169号高取バイパス、桜井吉野線百市工区等の骨格幹線道路ネットワークの整備推進 令和6年3月 五條新宮道路 阪本工区 完成供用 桜井吉野線 百市工区 部分供用 | 道路建設課 | 事業係 事業調整係 |
| 2-5 | 2 | 道路ネットワークの遮断を防ぎ、集落が孤立するリスクを防止、軽減するために、紀伊半島アンカールートを構成する京奈和自動車道、国道168号五條新宮道路、国道169号をはじめとする骨格幹線道路ネットワーク等の整備を進める。また、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化、道路法面や盛土の防災対策を推進し、緊急輸送道路等の道路ネットワーク機能を確保する。 | 県土マネジメント部 | 道路建設課 | 安全・安心を支える道路の整備推進 | 安全・安心を支える道路の整備を推進(国道25号福住工区、平原五條線小島工区等) ※別冊「奈良県国土強靱化地域計画に基づき実施する事業」参照 | 国道25号福住工区、高野天川線(野迫川村、五條市、天川村内)等の安全・安心を支える道路の整備推進 | 国道25号福住工区、高野天川線 上工区 部分供用 令和6年2月 高野天川線 坪内～南日裏工区 部分供用 3月 高野天川線 庵住工区 完成供用 等 | 道路建設課 | 事業係 |
| 2-5 | 2 | 道路ネットワークの遮断を防ぎ、集落が孤立するリスクを防止、軽減するために、紀伊半島アンカールートを構成する京奈和自動車道、国道168号五條新宮道路、国道169号をはじめとする骨格幹線道路ネットワーク等の整備を進める。また、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化、道路法面や盛土の防災対策を推進し、緊急輸送道路等の道路ネットワーク機能を確保する。 | 県土マネジメント部 | 道路保全課 | 橋りょう耐震補強事業 道路災害防除事業 | ・橋りょう耐震補強事業 緊急輸送道路の橋りょうの耐震対策を実施 ・道路災害防除事業 道路斜面で崩落等の兆候がある箇所や、法面の危険度、路線の重要度等を総合的に判断して対策を優先すべき箇所では、法面・落石の防災対策を実施 ※別冊「奈良県国土強靱化地域計画に基づき実施する事業」参照 | ・緊急輸送道路の橋りょうの耐震対策を実施 天理王寺線王寺跨線橋外5橋 ・法面・落石の防災対策を実施 国道168号外18路線 | ・緊急輸送道路の橋りょうの耐震対策を実施 天理王寺線王寺跨線橋外2橋 ・法面・落石の防災対策を実施 国道168号外30路線 | 道路マネジメント課 | 道路メンテナンス係 道路環境整備推進係 |
| 2-5 | 3 | 高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することから、インフラの維持管理・更新を確実に実施するため、定期点検等により確認された修繕が必要な道路施設の早期解消、ライフサイクルコストの低減や持続可能な維持管理を実現する予防保全型道路メンテナンスへの転換を推進する。また、緊急輸送道路等の舗装の長寿命化を図る。 | 県土マネジメント部 | 道路保全課 | 道路施設老朽化対策事業 道路施設点検・診断事業 道路舗装補修事業 | ・道路施設老朽化対策事業 点検の診断結果に基づく補修・修繕を実施 ・道路施設点検・診断事業 効率的・効果的な補修・修繕を実施するため、橋りょう、トンネル等の点検を実施 ・道路舗装補修事業 路面の破損が進行し、安全な通行に支障をきたす箇所の対策を実施 ※別冊「奈良県国土強靱化地域計画に基づき実施する事業」参照 | ・長寿命化修繕計画に基づく補修・修繕を実施 国道169号白川橋外63橋 国道169号小口第二トンネル外16トンネル 国道168号巻分歩道橋外23施設 ・効率的・効果的な補修・修繕を実施するため、橋りょう、トンネル等の点検を実施 ・路面の破損が進行し、安全な通行に支障をきたす箇所の対策を実施 国道168号外56路線 | ・長寿命化修繕計画に基づく補修・修繕を実施 国道169号白川橋外61橋 国道168号小代下トンネル外11トンネル 国道168号巻分歩道橋外20施設 ・効率的・効果的な補修・修繕を実施するため、橋りょう、トンネル等の点検を実施 ・路面の破損が進行し、安全な通行に支障をきたす箇所の対策を実施 国道168号外32路線 | 道路マネジメント課 | 道路メンテナンス係 道路環境整備推進係 |
| 2-5 | 4 | 平成23年紀伊半島大水害では、土砂災害による通行止めが頻発し、救護活動等に支障が生じたことから、紀伊半島アンカールートの強靱化に向け、道路事業と併せ砂防事業での対応を進める。 | 県土マネジメント部 | 砂防・災害対策課 | 土砂災害対策事業(通常砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業) | 土砂災害に対するハード対策(地すべり対策、土石流対策、急傾斜対策)を実施 ※別冊「奈良県国土強靱化地域計画に基づき実施する事業」参照 | 令和元年策定の奈良県土砂災害対策施設整備計画に基づき土砂災害に対するハード対策を実施 | 紀伊半島アンカールートについて、土砂災害に対するハード対策を実施 | 砂防・災害対策課 | 砂防係 |
| 2-5 | 4 | 平成23年紀伊半島大水害では、土砂災害による通行止めが頻発し、救護活動等に支障が生じたことから、紀伊半島アンカールートの強靱化に向け、道路事業と併せ砂防事業での対応を進める。 | 県土マネジメント部 | 砂防・災害対策課 | 土砂災害対策事業(老朽化対策) | 砂防関係施設に対する老朽化対策を実施 ※別冊「奈良県国土強靱化地域計画に基づき実施する事業」参照 | 砂防関係施設に対する老朽化対策を実施 | 施設老朽化による損傷の著しい施設を対象に、ハード対策を実施 | 砂防・災害対策課 | 砂防係 |
| 2-5 | 4 | 平成23年紀伊半島大水害では、土砂災害による通行止めが頻発し、救護活動等に支障が生じたことから、紀伊半島アンカールートの強靱化に向け、道路事業と併せ砂防事業での対応を進める。 | 県土マネジメント部 | 砂防・災害対策課 | 土砂災害基礎調査・指定推進事業 | 土砂災害に対するソフト対策(基礎調査)を実施 | 2巡目の土砂災害基礎調査を実施 | 土砂災害基礎調査を実施(新規箇所、見直し箇所)するとともに、調査結果の公表を実施 | 砂防・災害対策課 | 災害対策係 |
| 2-5 | 4 | 平成23年紀伊半島大水害では、土砂災害による通行止めが頻発し、救護活動等に支障が生じたことから、紀伊半島アンカールートの強靱化に向け、道路事業と併せ砂防事業での対応を進める。 | 県土マネジメント部 | 砂防・災害対策課 | 警戒避難体制整備支援事業 | 出前講座等による市町村の防災訓練を支援 | 土砂災害啓発に関する出前講座やイベントを実施 | ・十津川村が実施した防災訓練において、土砂災害に関するパネル展及び深層崩壊の仕組みを模型により説明する講座を実施 | 砂防・災害対策課 | 災害対策係 |
| 2-5 | 5 | 孤立可能性集落に係る対策として市町村が確保した臨時ヘリポートについて、定期的な状況確認を行う。 | 総務部知事室 | 防災統括室 | 臨時ヘリポートの状況確認 | 市町村への臨時ヘリポートの状況確認 | 市町村への臨時ヘリポートの状況確認 | 市町村への臨時ヘリポートの状況確認 | 防災統括室 | 防災施設係 |
| 2-5 | 6 | 現場への救助・救急・消火活動・物資輸送等に資する消防防災ヘリコプターの離着陸に必要な奈良県ヘリポートの管理・運営を行う。 | 県土マネジメント部 | リニア推進・地域交通対策課 | 交通拠点施設維持管理事業 | ヘリコプターの安全な運航を保持していくために必要となる施設の維持・更新を実施 | ・高圧ケーブルの更新を実施 ・エアコンの更新を実施 ・気象観測装置データ表示装置の更新を実施 | ・高圧ケーブルの更新を実施 ・エアコンの更新を実施 ・気象観測装置データ表示装置の更新を実施 | リニア推進・地域交通対策課 | リニア推進係 |
| 2-6 | 1 | 現在全ての市町村において指定緊急避難場所・指定避難所が指定されているが、新型コロナウイルス感染症等に対応するためにも、県有施設や民間施設の活用及び隣接市町村間の避難者受入等に留意し、十分な避難所数の確保に向けた支援を行う。 | 総務部知事室 | 防災統括室 | 市町村住民避難対策支援事業 | 災害対策基本法に基づき市町村が指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を適切に行えるよう、必要な助言等を行う | 災害対策基本法に基づき市町村が指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を適切に行えるよう、必要な助言等を行う | 災害対策基本法に基づき市町村が指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を適切に行えるよう、必要な助言等を行う | 防災統括室 | 防災企画係 |
| 2-6 | 1 | 現在全ての市町村において指定緊急避難場所・指定避難所が指定されているが、新型コロナウイルス感染症等に対応するためにも、県有施設や民間施設の活用及び隣接市町村間の避難者受入等に留意し、十分な避難所数の確保に向けた支援を行う。 | 総務部知事室 | 防災統括室 | 市町村住民避難対策支援事業 | 十分な避難所数の確保に向け、県有施設や民間施設の活用を検討 | 避難所として活用可能な県有施設の各市町村への提示や、ホテル・旅館等の活用に向けた呼びかけなど、避難所数の確保に向けた取組を継続して行う | 避難所として活用可能な県有施設の各市町村への提示や、ホテル・旅館等の活用に向けた呼びかけなど、避難所数の確保に向けた取組を継続して行う | 防災統括室 | 防災企画係 |

第2期奈良県国土強靱化地域計画（R3～R8）

奈良県国土強靱化アクションプラン2023実施事業

| リスクシナリオ | 枝番 | 施策の推進方針 | 担当部局 | 担当課 | 事業名 | 具体的内容 | 令和5年度の取組 | 令和5年度の取組実績 | 担当課 | 担当係 |
|---------|----|--|--------------|-------------------------------|---------------------|--|--|--|------------------|---------------|
| 2-6 | 2 | 各市町村における「避難所運営マニュアル」の策定・充実のため、新型コロナウイルス感染症等に備えた内容となるよう留意しながら、必要な助言等の支援を行う。 | 総務部知事公室 | 防災統括室 | 市町村住民避難対策支援事業 | 奈良県避難所運営マニュアルを基に、各市町村の避難所運営マニュアルの策定及び見直しを支援 | 「新型コロナウイルス感染症に備えた避難所運営ガイドライン」等を踏まえた各市町村における避難所運営マニュアルの策定・充実に向け、必要な助言等を行う | 避難所として活用可能な県有施設の各市町村への提示や、ホテル・旅館等の活用に向けた呼びかけなど、避難所数の確保に向けた取組を継続して行う | 防災統括室 | 防災企画係 |
| 2-6 | 3 | 災害時、避難所内での感染症等の発生を防止するため、平常時から医療関係機関と連携して、感染症の予防対策等を協議する。 | 医療政策局 | 疾病対策課 | 感染症予防対策事業 | 市町村や県内医療関係機関等に対して、感染症の予防対策等について情報提供し、必要に応じて研修会を開催する | 市町村や県内医療関係機関等と連携を深め、感染症予防対策に取り組む | 奈良県感染症対策連携協議会の開催 奈良県感染症予防計画の改定 健康危機対処計画の策定 健康危機対処計画に基づいた健康危機発生時を想定した訓練の実施 | 疾病対策課 | 感染症係 |
| 2-6 | 4 | 災害時、避難所において被災者の健康管理が適切に実施できるように、避難所運営訓練の中で感染症発生防止のための衛生・健康教育を実施する。 | 福祉医療部 | 企画管理室(各保健所) | 令和5年度奈良県防災総合訓練 | 訓練を通じて避難所の感染症発生防止のための衛生・健康教育を実施 | 地域保健医療調整本部(保健所に設置)の避難所支援班が、アセスメント等の一環として、感染症防止のための対策を指導 | 奈良県防災総合訓練の避難所訓練において、吉野保健所の職員が参加し、感染防止対策指導も含めたアセスメントを実施 | 福祉医療部企画管理室 | 企画管理室(各保健所) |
| 3-1 | 1 | 県有建築物の耐震改修等整備プログラムに基づき、耐震診断及び耐震改修を実施してきたところであるが、県有施設等耐震検討チーム会議及びファシリティマネジメント評価の内容を踏まえ、耐震対策がなされていない建築物に対して、引き続き耐震化を促進する。 | 総務部地域デザイン推進局 | ファシリティマネジメント室、建築安全推進課、県有施設営繕課 | 県有施設等耐震検討チーム会議 | 県有施設等の耐震性の確保に向けて、専門家の意見を踏まえ施設所管課において応急対応方針を決定し、さらに、耐震改修等の最終的な耐震対策の方針を早急に決定する | ・耐震検討チーム会議で決定した方針に沿って対応がなされているかの進捗確認を行う ・最終的な耐震対策(建替・耐震改修等)の方針を早急に決定し、進捗管理を行う | ・耐震検討チーム会議で決定した方針に沿って対応がなされているかの進捗確認を実施 ・最終的な耐震対策(建替・耐震改修等)について、方針決定に向けた検討や対策の進捗確認を実施 | ファシリティマネジメント室 | ファシリティマネジメント係 |
| 3-1 | 1 | 県有建築物の耐震改修等整備プログラムに基づき、耐震診断及び耐震改修を実施してきたところであるが、県有施設等耐震検討チーム会議及びファシリティマネジメント評価の内容を踏まえ、耐震対策がなされていない建築物に対して、引き続き耐震化を促進する。 | 総務部地域デザイン推進局 | ファシリティマネジメント室、建築安全推進課、県有施設営繕課 | 県有建築物の耐震補強工事 | 県有建築物の耐震補強工事を実施 | 県有建築物の耐震補強工事等を実施 耐震補強工事 5棟 | 県有建築物の耐震補強工事等を実施 耐震補強工事 5棟 | 県有施設営繕課 | マネジメント・保全係 |
| 3-1 | 2 | 平成28年度に県有施設の既設非常用発電設備の更新を行ったが、定期的な運用試験等により安定した運用を維持する。 | 総務部知事公室 | 防災統括室 | 奈良県防災行政通信ネットワーク運営事業 | 奈良県防災行政通信ネットワークの保守管理において、非常用発電機の定期的な点検を実施 | 年1回の精密点検及び月1回の起動確認を実施 | 年1回の精密点検及び月1回の起動確認を実施 | 防災統括室 | 防災施設係 |
| 3-1 | 3 | 必要に応じ業務継続計画を見直し、災害を想定した訓練を重ねるとともに、市町村における業務継続計画の見直しについても促進する。 | 総務部知事公室 | 防災統括室 | 業務継続計画策定支援事業 | 奈良県業務継続計画(大規模災害編)の見直し、災害を想定した訓練の実施、市町村業務継続計画の見直しを促進 | 年度内に1回実施 | 年度内に1回実施 | 防災統括室 | 危機対策係 |
| 3-1 | 4 | 被災時に備え、職員の安否・参集状況の確認体制を整備する。 | 総務部知事公室 | 防災統括室 | 職員参集訓練の実施 | 大規模地震発生時等に迅速に初動体制を確立できるよう、職員の安否・参集状況を確認する訓練等を実施 | 年度内に1回実施 | 効果的な実施に向けた見直しを検討 | 防災統括室 | 危機対策係 |
| 3-1 | 5 | 「災害に強いひと・組織をつくる」という目標達成に向け、毎年度職位基本研修において、防災研修や危機管理能力向上研修を実施しているが、さらに効果的な研修となるよう検討し、継続して実施する。 | 総務部 | 自治研修所 | 職員研修事業 | 災害や緊急対応時に県職員として対外的に対応できる能力を身に付けるための研修を実施 | 職位基本研修において防災及び危機管理に関する研修を実施 | ・採用2年目職員研修 「奈良県の防災と危機管理(集合研修)」2023.8.8及び8.9実施 「奈良県の防災と危機管理(動画研修)」 「大規模自然災害時の対応(動画研修)」 「避難所の運営(動画研修)」 ・新任課長補佐級研修 「危機管理能力向上(動画研修)」 ・新任課長級研修 「危機発生時のメディア対応(動画研修)」 | キャリア・ワーク・サセスセンター | 企画係 |
| 3-1 | 6 | 市町村職員に対して、災害時における適正な判断力を養い、防災活動を適確に遂行できるよう、講習会・研修会等の実施等により、防災業務への習熟を図る。 | 総務部知事公室 | 防災統括室 | 担当課長会議の開催 | 防災に係る基本業務や年度の重要事業等を説明し、市町村防災担当職員等の能力向上に資する | 市町村・消防担当課長会議を開催 | 市町村・消防担当課長会議を開催 | 防災統括室 | 防災企画係 |
| 3-1 | 6 | 市町村職員に対して、災害時における適正な判断力を養い、防災活動を適確に遂行できるよう、講習会・研修会等の実施等により、防災業務への習熟を図る。 | 総務部知事公室 | 防災統括室 | 市町村及び関係各課との連携強化 | 災害時に県と市町村の連携が重要となる業務に関して、市町村担当職員に対して連絡会の開催を行い、意見交換等により連携を強化 | 市町村・消防担当課長会議を開催 | 市町村・消防担当課長会議を開催 | 防災統括室 | 防災企画係 |
| 3-1 | 6 | 市町村職員に対して、災害時における適正な判断力を養い、防災活動を適確に遂行できるよう、講習会・研修会等の実施等により、防災業務への習熟を図る。 | 総務部知事公室 | 防災統括室 | 災害対応市町村連携訓練実施事業 | 災害時に市町村が災害対応を迅速・的確に行えるよう、市町村防災担当職員を対象とした図上訓練等を実施 | 年度内に1回実施 | 効果的な実施検討に向け、先進自治体における訓練を視察 | 防災統括室 | 危機対策係 |
| 3-1 | 7 | 大規模災害発生時、被害情報の収集及び支援ニーズの把握等のため、被災市町村役場に派遣する県災害時緊急連絡員に関する体制を整備する。 | 総務部知事公室 | 防災統括室 | 災害時緊急応援体制整備事業 | 災害時に被害情報の収集及び支援ニーズの把握等のため、並びに広域防災拠点開設時に県の災害対策本部と施設管理者の連絡調整等のため、市町村及び広域防災拠点に県災害時緊急連絡員を派遣する体制を整備 | 137名体制を整備、市町村との合同研修・訓練の実施、広域防災拠点での研修等の実施、大規模災害発生時等に派遣 | 137名体制を整備、市町村との合同研修・訓練の実施、台風接近時に派遣 | 防災統括室 | 危機対策係 |
| 3-1 | 8 | 二次災害防止を目的に被災建築物・宅地の応急危険度判定を行う判定士の高齢化が進んでいる状況であり、被災時に応急危険度判定を確実に実施するため、新たな判定士を養成し確保する。 | 地域デザイン推進局 | 建築安全推進課 | 被災建築物応急危険度判定制度推進事業 | 県内のみならず、全国での地震災害時の広域支援要請にも応えるべく、被災建築物応急危険度判定制度の必要性を周知するとともに、判定技術者の養成・登録を推進 | 被災建築物応急危険度判定士の養成・登録を推進するため、被災建築物応急危険度判定士養成講習会を年1回実施 | 被災建築物応急危険度判定士の養成・登録を推進するため、被災建築物応急危険度判定士養成講習会を年1回実施 | 建築安全推進課 | 建築審査係 |
| 3-1 | 8 | 二次災害防止を目的に被災建築物・宅地の応急危険度判定を行う判定士の高齢化が進んでいる状況であり、被災時に応急危険度判定を確実に実施するため、新たな判定士を養成し確保する。 | 地域デザイン推進局 | 建築安全推進課 | 被災宅地危険度判定事業 | 被災宅地危険度判定制度の必要性を周知するとともに、被災宅地危険度判定士養成講習会を年1回実施し、養成・登録を推進 | 被災宅地危険度判定士の養成・登録を推進するため、被災宅地危険度判定士養成講習会を年1回実施 | 被災宅地危険度判定士の養成・登録を推進するため、被災宅地危険度判定士養成講習会を令和5年10月27日に実施した。 | 建築安全推進課 | 開発指導係 |
| 3-1 | 9 | 大規模災害時に都道府県・市町村間での応援・受援体制を円滑に行うため、自治体間の密な連携に努めるとともに、県内市町村の受援計画(受援マニュアル)の整備を促進する。 | 総務部知事公室 | 防災統括室 | 市町村災害対応能力向上事業 | 都道府県間での相互受援協定に基づいた応援要請手順、応援県の受入スペース等の想定など、災害時に活用できる具体的な受援計画を策定 | 平成31年度末に策定した県ガイドラインを踏まえ、市町村に対し受援体制構築に関する助言等を行う | 平成31年度末に策定した県ガイドラインを踏まえ、市町村に対し受援体制構築に関する助言等を実施 | 防災統括室 | 防災企画係 |
| 3-2 | 1 | 企業連絡会議で防災関連情報を提供及び共有することにより、企業防災活動の活性化を図る。 | 産業・観光・雇用振興部 | 企業立地推進課 | 企業防災活動の活性化 | 企業連絡会議で防災関連情報を提供、共有することにより、企業防災活動を活性化 | 企業連絡会議で防災関連情報を提供、共有することにより、企業防災活動を活性化 | 企業連絡会議で防災関連情報を提供、共有することにより、企業防災活動を活性化 | 企業立地推進課 | 企業誘致係 |
| 3-2 | 2 | 企業の自主的・自立的な行動による自助・共助の意識の向上を図るため、企業向けの啓発として、BCP策定セミナーの開催及びBCP策定のための相談体制の維持を図る。 | 総務部知事公室 | 防災統括室 | 業務継続計画策定支援事業 | 企業対象のBCP策定ワークショップを開催 | 年度内に1回実施 | 産業部における開催にむけて支援 | 防災統括室 | 危機対策係 |
| 3-2 | 3 | 県では、災害により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るための金融支援を実施しており、引き続きこうしたセーフティネット策を確保するとともに、被災後の支援のみならず、災害に対する事前の備えに向けた取組への支援についても検討する。 | 産業・観光・雇用振興部 | 地域産業課 | 制度融資 | 融資条件(利率・融資限度額など)を奈良県が定め、奈良県信用保証協会が保証を行い、金融機関が融資を行う。令和5年度融資枠は950億円 | 金利、保証料等の補助により県内中小企業の円滑な資金調達を支援 | 新型コロナウイルス感染症の影響が長期間に及ぶことに加え、原材料価格の高止まり等の経営環境の中、引き続き中小事業者の資金繰りを支援するため、金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営改善等に取り組む資金(新型コロナウイルス感染症対応資金(伴走支援型))の取扱を継続。また、融資枠は950億円を確保。 | 地域産業課 | 金融支援係 |
| 3-2 | 4 | 東日本大震災以降、企業においては業務継続体制の再構築を進める中で、首都圏等に立地する本社機能の移転やサプライチェーンの多重化・分散化の動きが活発化しており、オフィスや生産拠点の本県への立地を促進するための取組を強化する。 | 産業・観光・雇用振興部 | 企業立地推進課 | 企業誘致営業力強化事業 | 立地環境やサポート体制など、企業立地に関する基本情報を積極的に発信するための機会設定やツールの整備を行うとともに、誘致等の対象企業や用地の引き合いのあった企業などの情報を入手し、適切な情報提供を行うことで、より効果的・効率的な企業誘致を推進 | 立地環境やサポート体制など、企業立地に関する基本情報を積極的に発信するための機会設定やツールの整備を行うとともに、誘致等の対象企業や用地の引き合いのあった企業などの情報を入手し、適切な情報提供を行うことで、より効果的・効率的な企業誘致を推進 | 立地環境やサポート体制など、企業立地に関する基本情報を積極的に発信するための機会設定やツールの整備を行うとともに、誘致等の対象企業や用地の引き合いのあった企業などの情報を入手し、適切な情報提供を行うことで、より効果的・効率的な企業誘致を推進 | 企業立地推進課 | 企業誘致係 |
| 3-2 | 5 | 災害発生後であっても、道路ネットワークの遮断を防ぎ、企業活動や経済活動を機能不全に陥らせないために、紀伊半島アンカールートを構成する京奈和自動車道、国道168号五條新宮道路、国道169号をはじめとする骨格幹線道路ネットワーク等の整備を進める。また、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化、道路法面や盛土の防災対策を推進し、緊急輸送道路等の道路ネットワーク機能を確保する。 | 県土管理部 | 道路建設課 | 骨格幹線道路ネットワークの整備推進 | 骨格幹線道路ネットワークの整備を推進(京奈和自動車道、国道168号五條新宮道路、国道169号等) ※別冊「奈良県国土強靱化地域計画」に基づき実施する事業」参照 | 京奈和自動車道、国道168号五條新宮道路、国道168号小平尾バイパス、国道169号高取バイパス、桜井吉野線百市工区等の骨格幹線道路ネットワークの整備推進 | 京奈和自動車道、国道168号五條新宮道路、国道168号小平尾バイパス、国道169号高取バイパス、桜井吉野線百市工区等の骨格幹線道路ネットワークの整備推進。 令和6年3月 五條新宮道路 阪本工区 完成供用 桜井吉野線 百市工区 部分供用 | 道路建設課 | 事業係 事業調整係 |

第2期奈良県国土強靱化地域計画（R3～R8）

奈良県国土強靱化アクションプラン2023実施事業

| リスクシナリオ | 枝番 | 施策の推進方針 | 担当部局 | 担当課 | 事業名 | 具体的内容 | 令和5年度の取組 | 令和5年度の取組実績 | 担当課 | 担当係 |
|---------|----|---|--------------|--------|--|---|--|--|-----------|------------------------|
| 3-2 | 5 | 災害発生後であっても、道路ネットワークの遮断を防ぎ、企業活動や経済活動を機能不全に陥らせないために、紀伊半島アンカールートを構成する京奈和自動車道、国道168号五條新宮道路、国道169号をはじめとする骨格幹線道路ネットワーク等の整備を進める。また、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化、道路法面や盛土の防災対策を推進し、緊急輸送道路等の道路ネットワーク機能を確保する。 | 県土マネジメント部 | 道路建設課 | 安全・安心を支える道路の整備推進 | 安全・安心を支える道路の整備を推進（国道25号福住工区、平原五條線小島工区 等） ※別冊「奈良県国土強靱化地域計画」に基づき実施する事業」参照 | 国道25号福住工区、高野天川線（野迫川村、五條市、天川村内）等の安全・安心を支える道路の整備推進 | 国道25号福住工区、高野天川線（野迫川村、五條市、天川村内）等の安全・安心を支える道路の整備推進。 令和5年8月 高野天川線 上工区 部分供用 令和6年2月 高野天川線 坪内～南日裏工区 部分供用 3月 高野天川線 庵住工区 完成供用 等 | 道路建設課 | 事業係 |
| 3-2 | 5 | 災害発生後であっても、道路ネットワークの遮断を防ぎ、企業活動や経済活動を機能不全に陥らせないために、紀伊半島アンカールートを構成する京奈和自動車道、国道168号五條新宮道路、国道169号をはじめとする骨格幹線道路ネットワーク等の整備を進める。また、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化、道路法面や盛土の防災対策を推進し、緊急輸送道路等の道路ネットワーク機能を確保する。 | 県土マネジメント部 | 道路保全課 | 橋りょう耐震補強事業 道路災害防除事業 | ・橋りょう耐震補強事業 緊急輸送道路の橋りょうの耐震対策を実施 ・道路災害防除事業 道路斜面で崩落等の兆候がある箇所や、法面の危険度、路線の重要度等を総合的に判断して対策を優先すべき箇所では法面・落石の防災対策を実施 ※別冊「奈良県国土強靱化地域計画」に基づき実施する事業」参照 | ・緊急輸送道路の橋りょうの耐震対策を実施 天理王寺線王寺跨線橋外5橋 ・法面・落石の防災対策を実施 国道168号外18路線 | ・緊急輸送道路の橋りょうの耐震対策を実施 天理王寺線王寺跨線橋外2橋 ・法面・落石の防災対策を実施 国道168号外30路線 | 道路マネジメント課 | 道路メンテナンス係 道路環境整備推進係 |
| 3-2 | 6 | 高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することから、インフラの維持管理・更新を確実に実施するため、定期点検等により確認された修繕が必要な道路施設の早期解消、ライフサイクルコストの低減や持続可能な維持管理を実現する予防保全型道路メンテナンスへの転換を推進する。また、緊急輸送道路等の舗装の長寿命化を図る。 | 県土マネジメント部 | 道路保全課 | 道路施設老朽化対策事業 道路施設点検・診断事業 道路舗装補修事業 | ・道路施設老朽化対策事業 点検の診断結果に基づく補修・修繕を実施 ・道路施設点検・診断事業 効率的・効果的な補修・修繕を実施するため、橋りょう、トンネル等の点検を実施 ・道路舗装補修事業 路面の破損が進行し、安全な通行に支障をきたす箇所の対策を実施 ※別冊「奈良県国土強靱化地域計画」に基づき実施する事業」参照 | ・長寿命化修繕計画に基づく補修・修繕を実施 国道169号白川橋外65橋 国道169号小口第二トンネル外16トンネル 国道168号巻分歩道橋外23施設 ・効率的・効果的な補修・修繕を実施するため、橋りょう、トンネル等の点検を実施 ・路面の破損が進行し、安全な通行に支障をきたす箇所の対策を実施 国道168号外56路線 | ・長寿命化修繕計画に基づく補修・修繕を実施 国道169号白川橋外61橋 国道168号小代下トンネル外11トンネル 国道168号巻分歩道橋外20施設 ・効率的・効果的な補修・修繕を実施するため、橋りょう、トンネル等の点検を実施 ・路面の破損が進行し、安全な通行に支障をきたす箇所の対策を実施 国道168号外32路線 | 道路マネジメント課 | 道路メンテナンス係 道路環境整備推進係 |
| 3-2 | 7 | 浸水被害から企業や工業団地が集積する市街地等を守るため、国による大和川直轄遊水地整備や河川改修を促進する。また、県管理河川の改修や堆積土砂撤去、河内内樹木伐採などの「ながす対策」に加え、100年に1度の大雨にも耐えられることを目標とする「奈良県平成緊急内水対策事業」などの「ためる対策」、避難勧告等に活用する水防情報の強化など、ハード対策とソフト対策が一体となった流域全体の総合的な治水対策を推進する。 | 県土マネジメント部 | 河川整備課 | 直轄河川事業（遊水地整備・河川改修） | 直轄遊水地整備や大和川河川改修等を促進 | 直轄遊水地整備や大和川における河川改修を促進 | 直轄遊水地整備や大和川河川改修の実施 | 河川整備課 | 総務管理係 |
| 3-2 | 7 | 浸水被害から企業や工業団地が集積する市街地等を守るため、国による大和川直轄遊水地整備や河川改修を促進する。また、県管理河川の改修や堆積土砂撤去、河内内樹木伐採などの「ながす対策」に加え、100年に1度の大雨にも耐えられることを目標とする「奈良県平成緊急内水対策事業」などの「ためる対策」、避難勧告等に活用する水防情報の強化など、ハード対策とソフト対策が一体となった流域全体の総合的な治水対策を推進する。 | 県土マネジメント部 | 河川整備課 | 大和川流域総合治水対策推進事業（河川改良） | 県北西部の治水安全度向上を図るため、河川改良等を実施 ※別冊「奈良県国土強靱化地域計画」に基づき実施する事業」参照 | 秋篠川等で河川改修を実施 | 秋篠川等で河川改修を実施 | 河川整備課 | 河川整備係 |
| 4-1 | 1 | 避難所や災害時拠点施設での非常用電源整備等の支援を行うなど、避難生活や災害時の活動に必要なエネルギーの確保を図る。 | 水循環・森林・景観環境部 | 水資源政策課 | EV・LPガス発電等を活用した避難所への電力供給事業 | 地域の公民館等の小規模な避難所における、災害時に必要な電力等を自給するための設備導入に対し補助 【対象設備】 ①V2H ②V2L ③可搬式蓄電池 ④LPガス発電設備⑤太陽光発電設備＋蓄電池設備（②～④については非常用照明機器併用も対象） 【補助率】1/2（①～④上限400千円、⑤上限1,000千円） | 400千円×1カ所、1,000千円×1カ所を想定 | 申請実績無し | 環境政策課 | エネルギー・温暖化対策係 |
| 4-1 | 2 | 現在あるSSの継続運営が図れるよう、他府県での先進事例の研究、県内での導入可能性の検討など、対象市町村と連携した取り組みを行う。 | 水循環・森林・景観環境部 | 水資源政策課 | エネルギービジョン推進事業 | SS（サービスステーション）過疎地での燃料の安定供給方策の検討等 | 市町村への説明会等を想定 | 市町村環境担当部課長会議にて、資源エネルギー庁が実施するSS支援等について情報提供を実施。 | 環境政策課 | エネルギー・温暖化対策係 |
| 4-1 | 3 | 事業所での自立分散型エネルギーの導入を支援するとともに、県内のエネルギー供給力向上として、再生可能エネルギーの導入を推進すること等により、産業活動における緊急時にも対応可能なエネルギー自給力の向上を図る。 | 水循環・森林・景観環境部 | 水資源政策課 | 事業所エネルギー効率的利用推進事業 | 中小企業者等が行う自立分散型エネルギーの導入に向けた取組に対し補助 【対象設備】太陽熱利用システム、停電時自立運転機能付きコージェネレーションシステム、蓄電池、V2H等 【補助率】2/3（上限1,000千円（太陽熱）、2,000千円（コージェネ）、上限1,600千円（蓄電池）、300千円（V2H））蓄電池またはV2Hと同時導入する太陽光発電設備：5万円/kW（上限600千円） | 太陽熱1,000千円×5カ所、コージェネ2,000千円×5カ所、蓄電池（太陽光なし）1,600千円×5カ所、蓄電池（太陽光あり）2,000千円×5カ所、V2H（太陽光なし）300千円×5カ所、V2H（太陽光あり）900千円×5カ所を想定 | （補助申請実績） 太陽熱 0件 コージェネ 0件 蓄電池（太陽光なし） 7件 蓄電池（太陽光あり） 13件 V2H（太陽光なし） 4件 V2H（太陽光あり） 0件 | 環境政策課 | エネルギー・温暖化対策係 |
| 4-1 | 4 | 家庭での自立分散型エネルギーの導入を支援するとともに、県内のエネルギー供給力向上として、再生可能エネルギーの導入を推進すること等により、家庭生活における緊急時にも対応可能なエネルギー自給力の向上を図る。 | 水循環・森林・景観環境部 | 水資源政策課 | スマートハウス普及促進事業 | 住宅への創エネ・蓄エネ設備の普及を促進するため、設置経費の一部に対し補助 【対象設備】蓄電池、家庭用燃料電池、太陽熱温水器、ZEH | 南部東部地域 蓄電池 15件 * 130千円 家庭用燃料電池10件 * 110千円 その他の地域 蓄電池 84件 * 100千円 家庭用燃料電池52件 * 80千円 県全域 太陽熱利用システム 自然循環型 40件 * 30千円 強制循環型 2件 * 90千円 ネットゼロエネルギーハウス（ZEH）20件 * 200千円 | （補助申請実績） 南部東部地域 蓄電池 22件 * @130千円 家庭用燃料電池0件 * 110千円 その他の地域 蓄電池 84件 * 100千円 家庭用燃料電池44件 * 80千円 県全域 太陽熱利用システム 自然循環型 41件 * 30千円 強制循環型 1件 * 90千円 ネットゼロエネルギーハウス（ZEH）20件 * 200千円 | 環境政策課 | エネルギー・温暖化対策係 |
| 4-1 | 5 | 迅速な復旧や情報共有を実現するため、ライフライン防災対策連絡会における訓練等を通じた災害対応力の強化を図る。 | 総務部知事公室 | 防災統括室 | ライフライン関係機関連携強化事業 | 大規模災害時に備え、関係機関と情報の共有化と迅速かつ的確な復旧対策の協力関係を構築するための連絡会を開催 | ライフライン機関、報道機関、学識経験者で構成する奈良県ライフライン防災対策連絡会を開催 | ライフライン機関、報道機関、学識経験者で構成する奈良県ライフライン防災対策連絡会を開催 | 防災統括室 | 防災企画係 |
| 4-1 | 5 | 迅速な復旧や情報共有を実現するため、ライフライン防災対策連絡会における訓練等を通じた災害対応力の強化を図る。 | 総務部知事公室 | 防災統括室 | ライフライン関係機関連携強化事業 | 大規模災害時に関係機関の情報連絡体制を確認するため、被害や復旧にかかる情報等を迅速かつ的確に収集・共有・発信する訓練を実施し、対応能力の向上を図る | ライフライン情報共有発信訓練を実施 | ライフライン情報共有発信訓練を実施 | 防災統括室 | 防災企画係 |
| 4-2 | 1 | 基幹管路の耐震適合率はほぼ全国平均であるが、依然として低い状況にある。また、浄水施設の耐震化及び配水池の耐震化率は全国平均を上回っているものの、さらなる耐震化の必要がある。また、県域水道ファシリティマネジメントの視点で、県域全体で施設投資の最適化を進め、耐震化への対応を促進する。 | 水循環・森林・景観環境部 | 水資源政策課 | 水道施設耐震化等事業 | 地方公共団体等が行う水道施設及び保健衛生施設等の耐震化の取組や老朽化対策、水道事業の広域化の取組を支援することにより、生活の基盤を強化し、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与 | 14水道事業者等に対し交付 | 14水道事業者等に対し交付 | 水資源政策課 | 水循環政策係 |
| 4-2 | 2 | 管路を除く構造物について、施設耐震診断を実施し、耐震化の必要な施設について耐震化工事を完了した。管路については、経年管の更新に併せて耐震化工事を実施する（漏水履歴のある管路を先行して更新）。 | 水道局 | 水道局 | 管路更新事業 | 管路の耐震化については、管路更新計画に基づき、管路更新事業と一体的に進める。 | ・安堵連絡管第1工区整備事業の詳細設計、工事の実施 ・安堵連絡管第2工区等整備事業の詳細設計の実施 ・香芝第2プランチの基本設計の実施 ・北葛線第1工区の基本設計の実施 | ・安堵連絡管第1工区整備事業の詳細設計の実施 ・安堵連絡管第2工区等整備事業の詳細設計の実施 ・香芝第2プランチの基本設計の実施 ・北葛線第1工区の基本設計の実施 | 水道局業務課 | 事業管理係 |
| 4-2 | 3 | 土砂災害警戒区域等における水道施設（管路を除く構造物）の土砂災害防止基本計画を策定し、対策を行う。 | 水道局 | 水道局 | 水道施設土砂災害対策事業 | 令和2年度に策定した水道施設土砂災害防止基本計画に基づき、優先順位の高い施設から調査・設計・工事を進めている。 | ・桜井浄水場の土砂災害対策事業として、重力式擁壁の詳細設計等を実施 ・桜井浄水場接合および桜井サージタンクの土砂災害対策事業として、法面工の詳細設計等を実施 | ・桜井浄水場の土砂災害対策事業として、重力式擁壁の詳細設計等を実施 ・桜井浄水場接合および桜井サージタンクの土砂災害対策事業として、法面工の詳細設計等を実施 | 水道局業務課 | 資産活用推進係 |
| 4-2 | 4 | 流域下水道施設の重要な施設の耐震化、及び老朽化対策を着実に推進する。また、市町村の下水道施設の耐震化及び老朽化対策について支援を行う。 | 県土マネジメント部 | 下水道課 | 補助流域下水道建設事業 単独流域下水道建設事業 | 震災時においても最低限の処理をするための施設の耐震化を実施 | 耐震化工事を実施（処理場4箇所、管渠等5箇所） | 耐震化工事を実施（処理場4箇所、管渠等5箇所） | 下水道課 | 下水道係 |
| 4-2 | 4 | 流域下水道施設の重要な施設の耐震化、及び老朽化対策を着実に推進する。また、市町村の下水道施設の耐震化及び老朽化対策について支援を行う。 | 県土マネジメント部 | 下水道課 | 補助流域下水道建設事業 単独流域下水道建設事業 | 老朽化した下水道施設の老朽化対策を実施 | 老朽化対策工事を実施（処理場27箇所、管渠等3箇所） | 老朽化対策工事を実施（処理場24箇所、管渠等3箇所） | 下水道課 | 下水道係 |
| 4-2 | 5 | 令和2年度に供用20年以上の農業集落排水施設の機能診断および最適整備構想の策定を完了する予定。今後は、最適整備構想に基づき施設の改築、更新等を団体営事業で実施していく。 | 食と農の振興部 | 農村振興課 | 農山漁村地域整備交付金 | 最適整備構想に基づき、施設の改築および更新等を団体営事業で実施する。 | | 今年度の実施地区は無し | 農村振興課 | 農地環境整備係 |

第2期奈良県国土強靱化地域計画（R3～R8）

奈良県国土強靱化アクションプラン2023実施事業

| リスクシナリオ | 枝番 | 施策の推進方針 | 担当部局 | 担当課 | 事業名 | 具体的内容 | 令和5年度の取組 | 令和5年度の取組実績 | 担当課 | 担当係 |
|---------|----|--|--------------|---------------|--|--|--|---|---------------|------------------------|
| 4-3 | 1 | 災害発生時には、人員や物資、救助・救急、医療活動など緊急輸送にかかる交通輸送が確保され、被災後も経済活動を機能不全に陥らせないために、紀伊半島アンカールートを構成する京奈和自動車道、国道168号五條新宮道路、国道169号をはじめとする骨格幹線道路ネットワーク等の整備を進める。また、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化、道路法面や盛土の防災対策を推進し、緊急輸送道路等の道路ネットワーク機能を確保する。 | 県土マネジメント部 | 道路建設課 | 骨格幹線道路ネットワークの整備推進 | 骨格幹線道路ネットワークの整備を推進(京奈和自動車道、国道168号五條新宮道路、国道169号等) ※別冊「奈良県国土強靱化地域計画に基づき実施する事業」参照 | 京奈和自動車道、国道168号五條新宮道路、国道168号小平尾バイパス、国道169号高取バイパス、桜井吉野線百市工区等の骨格幹線道路ネットワークの整備推進 | 京奈和自動車道、国道168号五條新宮道路、国道168号小平尾バイパス、国道169号高取バイパス、桜井吉野線百市工区等の骨格幹線道路ネットワークの整備推進 令和6年3月 五條新宮道路 阪本工区 完成供用 桜井吉野線 百市工区 部分供用 | 道路建設課 | 事業係 事業調整係 |
| 4-3 | 1 | 災害発生時には、人員や物資、救助・救急、医療活動など緊急輸送にかかる交通輸送が確保され、被災後も経済活動を機能不全に陥らせないために、紀伊半島アンカールートを構成する京奈和自動車道、国道168号五條新宮道路、国道169号をはじめとする骨格幹線道路ネットワーク等の整備を進める。また、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化、道路法面や盛土の防災対策を推進し、緊急輸送道路等の道路ネットワーク機能を確保する。 | 県土マネジメント部 | 道路建設課 | 安全・安心を支える道路の整備推進 | 安全・安心を支える道路の整備を推進(国道25号福住工区、高野天川線坪内～南日裏工区 平原五條線小島工区等) ※別冊「奈良県国土強靱化地域計画に基づき実施する事業」参照 | 国道25号福住工区、高野天川線(野迫川村、五條市、天川村内)等の安全・安心を支える道路の整備推進 | 国道25号福住工区、高野天川線(野迫川村、五條市、天川村内)等の安全・安心を支える道路の整備推進 令和5年8月 高野天川線 上工区 部分供用 令和6年2月 高野天川線 坪内～南日裏工区 部分供用 3月 高野天川線 庵住工区 完成供用 等 | 道路建設課 | 事業係 |
| 4-3 | 1 | 災害発生時には、人員や物資、救助・救急、医療活動など緊急輸送にかかる交通輸送が確保され、被災後も経済活動を機能不全に陥らせないために、紀伊半島アンカールートを構成する京奈和自動車道、国道168号五條新宮道路、国道169号をはじめとする骨格幹線道路ネットワーク等の整備を進める。また、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化、道路法面や盛土の防災対策を推進し、緊急輸送道路等の道路ネットワーク機能を確保する。 | 県土マネジメント部 | 道路保全課 | 橋りょう耐震補強事業 道路災害防除事業 | ・橋りょう耐震補強事業 緊急輸送道路の橋りょうの耐震対策を実施 ・道路災害防除事業 道路斜面で崩落等の兆候がある箇所や、法面の危険度、路線の重要度等を総合的に判断して対策を優先すべき箇所ので法面・落石の防災対策を実施 ※別冊「奈良県国土強靱化地域計画に基づき実施する事業」参照 | ・緊急輸送道路の橋りょうの耐震対策を実施 天理王寺線王寺跨線橋外5橋 ・法面・落石の防災対策を実施 国道168号外18路線 | ・緊急輸送道路の橋りょうの耐震対策を実施 天理王寺線王寺跨線橋外2橋 ・法面・落石の防災対策を実施 国道168号外30路線 | 道路マネジメント課 | 道路メンテナンス係 道路環境整備推進係 |
| 4-3 | 2 | 平成23年紀伊半島大水害では、土砂災害による通行止めが頻発し、救護活動等に支障が生じたことから、紀伊半島アンカールートの強靱化に向け、道路事業と併せ砂防事業での対応を進める。 | 県土マネジメント部 | 砂防・災害対策課 | 土砂災害対策事業(通常砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業) | 土砂災害に対するハード対策(地すべり対策、土石流対策、急傾斜対策)を実施 ※別冊「奈良県国土強靱化地域計画に基づき実施する事業」参照 | 令和元年策定の奈良県土砂災害対策施設整備計画に基づき土砂災害に対するハード対策を実施 | 紀伊半島アンカールートについて、土砂災害に対するハード対策を実施 | 砂防・災害対策課 | 砂防係 |
| 4-3 | 2 | 平成23年紀伊半島大水害では、土砂災害による通行止めが頻発し、救護活動等に支障が生じたことから、紀伊半島アンカールートの強靱化に向け、道路事業と併せ砂防事業での対応を進める。 | 県土マネジメント部 | 砂防・災害対策課 | 土砂災害基礎調査・指定推進事業 | 土砂災害に対するソフト対策(基礎調査)を実施 | 2巡目の土砂災害基礎調査を実施 | 土砂災害基礎調査を実施(新規箇所、見直し箇所)するとともに、調査結果の公表を実施 | 砂防・災害対策課 | 災害対策係 |
| 4-3 | 3 | 地域の緊急迂回路として、活用可能な県営農道を整備する。 | 食と農の振興部 | 農村振興課 | 一般農道整備事業 | 残る2地区の早期完了を目指す | 2地区で農道整備を実施 | 2地区で農道整備を実施 | 農村振興課 | 農地環境整備係 |
| 4-3 | 4 | 令和2年度に橋長15m以上の農道橋については、機能診断を実施し個別施設計画を策定完了予定。今後は、個別施設計画に基づき施設の改築等を団体営事業で実施していく。 | 食と農の振興部 | 農村振興課 | 農山漁村地域整備交付金 | 個別施設計画に基づき、橋梁の改築等を団体営事業で実施する | | 今年度の実施地区は無し | 農村振興課 | 農地環境整備係 |
| 4-3 | 5 | 山間部において集落間を連絡している国道・県道等の幹線を補完し、災害発生時の迂回路としての活用可能な林道を整備する。 | 水循環・森林・景観環境部 | 森林整備課 | 県営林道開設事業 | 林道の開設 | 地域森林計画の「林道の開設及び拡張に関する計画」に掲載されている林道の整備を2路線実施 | 地域森林計画の「林道の開設及び拡張に関する計画」に掲載されている林道の整備を1路線実施 | 森林資源生産課 | 安定供給推進係 |
| 4-3 | 6 | 高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することから、インフラの維持管理・更新を確実に実施するため、定期点検等により確認された修繕が必要な道路施設の早期解消、ライフサイクルコストの低減や持続可能な維持管理を実現する予防保全型道路メンテナンスへの転換を推進する。また、緊急輸送道路等の舗装の長寿命化を図る。 | 県土マネジメント部 | 道路保全課 | 道路施設老朽化対策事業 道路施設点検・診断事業 道路舗装補修事業 | ・道路施設老朽化対策事業 点検の診断結果に基づく補修・修繕を実施 ・道路施設点検・診断事業 効率的・効果的な補修・修繕を実施するため、橋りょう、トンネル等の点検を実施 ・道路舗装補修事業 路面の破損が進行し、安全な通行に支障をきたす箇所の対策を実施 ※別冊「奈良県国土強靱化地域計画に基づき実施する事業」参照 | ・長寿命化修繕計画に基づく補修・修繕を実施 国道169号白川橋外65橋 国道169号小口第二トンネル外16トンネル 国道168号老分歩道橋外23施設 ・効率的・効果的な補修・修繕を実施するため、橋りょう、トンネル等の点検を実施 路面の破損が進行し、安全な通行に支障をきたす箇所の対策を実施 国道168号外56路線 | ・長寿命化修繕計画に基づく補修・修繕を実施 国道169号白川橋外61橋 国道168号小代下トンネル外11トンネル 国道168号老分歩道橋外20施設 ・効率的・効果的な補修・修繕を実施するため、橋りょう、トンネル等の点検を実施 路面の破損が進行し、安全な通行に支障をきたす箇所の対策を実施 国道168号外32路線 | 道路マネジメント課 | 道路メンテナンス係 道路環境整備推進係 |
| 4-3 | 7 | 現東海道新幹線は東西の大動脈であり分断の影響は極めて大きいことから、リニアについては現新幹線と異なるルートとすることによるリスク分散を図り、より強靱な東西高速交通ルートを形成する必要がある。また、リニア中央新幹線の「奈良市附近」駅が設置されることにより、新たな大動脈の輸送ルートが県内に形成される。更に、リニア中央新幹線は、大規模自然災害時においても、支援を遠方から極めて短時間で県内に受け入れられる輸送ルートとして期待される。そのため、リニア中央新幹線を整備計画通り「奈良市附近」を経過地とした三重・奈良・大阪ルートの早期全線整備を国及びJR東海に働きかけるとともに、今後より一層信頼関係に基づいた実務的な協力関係を強化していく。 | 県土マネジメント部 | リニア推進・地域交通対策課 | リニア中央新幹線整備推進事業 | リニア中央新幹線の「奈良市附近」の駅位置及び三重・奈良・大阪ルートの早期確定に向け、沿線自治体と連携し、機運の醸成及び国やJR東海等に対する要望活動等を実施 | ・リニア中央新幹線建設促進奈良県期成同盟会の開催及び要望活動を実施 ・リニア中央新幹線建設促進期成同盟会総会(沿線同盟会)及び政府要望を実施 ・三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進大会を実施 | ・リニア中央新幹線建設促進奈良県期成同盟会の開催及び要望活動を実施 ・リニア中央新幹線建設促進期成同盟会総会(沿線同盟会)及び政府要望を実施 ・三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進大会を実施 | リニア推進・地域交通対策課 | リニア推進係 |
| 4-3 | 7 | 現東海道新幹線は東西の大動脈であり分断の影響は極めて大きいことから、リニアについては現新幹線と異なるルートとすることによるリスク分散を図り、より強靱な東西高速交通ルートを形成する必要がある。また、リニア中央新幹線の「奈良市附近」駅が設置されることにより、新たな大動脈の輸送ルートが県内に形成される。更に、リニア中央新幹線は、大規模自然災害時においても、支援を遠方から極めて短時間で県内に受け入れられる輸送ルートとして期待される。そのため、リニア中央新幹線を整備計画通り「奈良市附近」を経過地とした三重・奈良・大阪ルートの早期全線整備を国及びJR東海に働きかけるとともに、今後より一層信頼関係に基づいた実務的な協力関係を強化していく。 | 県土マネジメント部 | リニア推進・地域交通対策課 | リニア中央新幹線調査検討事業 | JR東海から協力を求められる、地方自治体としての役割を果たすため、リニア中央新幹線の整備推進に向けた調査検討を実施 | リニア中央新幹線「奈良市附近駅」の位置等に関する調査・検討を実施 | リニア中央新幹線の想定ルートに関する調査・検討を実施 | リニア推進・地域交通対策課 | リニア推進係 |
| 5-1 | 1 | 災害の発生を未然に防止するため、耐震性不足や老朽化した農業用ため池の改修を実施しているところ。引き続き防災重点ため池に位置づけたため池について、県営及び団体営事業により実施していく。 | 食と農の振興部 | 農村振興課 | 県営防災対策事業 団体営防災対策事業 | 災害の発生を未然に防止するため、整備が必要な老朽化した農業用ため池について、堤体・取水施設・余水吐等の改修を実施 | 8地区でため池改修を実施 | 7地区でため池改修を実施 | 農村振興課 | 水利防災対策係 |
| 5-1 | 2 | 防災重点ため池のソフト対策について、機能診断調査やハザードマップ作成及び公表を市町村において実施しているが、県として早期に進むよう今後より一層の啓発や支援を行う。 | 食と農の振興部 | 農村振興課 | 団体営防災対策事業 | 防災重点ため池の老朽化の把握、耐震性の調査、管理状況の点検などを実施する市町村に対して支援 | 老朽化の把握259箇所、耐震性の調査52箇所、ため池の点検175箇所実施予定 | 老朽化の把握242箇所、耐震性の調査48箇所、ため池の点検163箇所実施予定 | 農村振興課 | 水利防災対策係 |
| 5-1 | 3 | 県管理ダム等の適切な維持管理を行うため、老朽化対策を推進するとともに、南海トラフ巨大地震等に備えた耐震対策を行う。そのほか、県内に設置されている国、市、水資源機構、関西電力、電源開発等が管理する各ダム施設についても、老朽化対策及び耐震対策を促進する。 | 県土マネジメント部 | 河川整備課 | 補助ダム堰堤改良事業 ダム施設維持修繕 | 県管理ダムについて、長寿命化計画に基づいた修繕を実施 ※別冊「奈良県国土強靱化地域計画に基づき実施する事業」参照 | 県管理ダムのダム管理用設備の更新、修繕工事などを実施 | 天理ダム、白川ダムのダム管理用設備の更新などを実施 | 河川整備課 | 河川整備係 |
| 5-1 | 4 | 県管理砂防関係施設の適切な維持管理を行うため、老朽化対策を推進する。 | 県土マネジメント部 | 砂防・災害対策課 | 土砂災害対策事業(老朽化対策) | 適切な維持管理のため施設点検を実施。また、老朽化により損傷の著しい施設に対策を実施。 | 令和元年策定の奈良県土砂災害対策施設整備計画に基づき土砂災害に対するハード対策を実施 | 施設老朽化による損傷の著しい施設を対象に、ハード対策を実施 | 砂防・災害対策課 | 砂防係 |
| 5-1 | 5 | 越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすための危機管理型ハード対策や既存堤防の質的改良を推進する。 | 県土マネジメント部 | 河川整備課 | 大和川流域総合治水対策推進事業(河川改良) | 洪水時の堤防決壊等による被害の軽減・回避を図るため、堤防の補強や漏水、浸透対策等を実施 ※別冊「奈良県国土強靱化地域計画に基づき実施する事業」参照 | 堤防の浸透対策を実施 | 堤防の浸透対策を実施 | 河川整備課 | 河川整備係 |
| 5-1 | 6 | 紀伊半島大水害で深層崩壊による河道閉塞が発生した赤谷地区等6地区における国の砂防事業の着実な実施に併せ、土砂の生産・流出が著しい熊野川流域全体において、国による土砂災害対策計画の策定・実施によって、地域の安全・安心を向上させる。 | 県土マネジメント部 | 砂防・災害対策課 | 直轄砂防事業(紀伊山系) | 紀伊山系における大規模土砂災害対策等を促進 | 紀伊山系における土砂災害対策を促進 | 紀伊山系における土砂災害対策を促進 | 砂防・災害対策課 | 砂防係 |
| 5-1 | 7 | 亀の瀬地すべりについては、地すべりが再発した場合の地域への影響の大きさに鑑み、国による事業の継続と施設の維持管理、及び万全な監視・観測体制に併せ、関係機関との連絡体制の強化など、豪雨及び地震の想定を含めた危機管理体制の構築を図ることで、地域の安全・安心を向上させる。 | 県土マネジメント部 | 河川整備課 | 直轄地すべり対策事業(亀の瀬地区) | 亀の瀬地すべり対策事業を促進 | 亀の瀬地すべり対策を促進 | 亀の瀬地すべり対策の実施 | 河川整備課 | 総務管理係 |
| 5-2 | 1 | 中山間地域等の耕作放棄の発生予防や営農の維持を継続していく。 | 食と農の振興部 | 農村振興課 | 中山間地域等直接支払事業 | 中山間地域等の耕作放棄の発生予防や多面的機能を確保するため、集落協定に基づき5年間に上継続して農業生産活動等を行う農業者等に交付金を交付する | 関係市町村を通じ、298協定集落に交付金を交付 | 関係市町村を通じ、297協定集落に交付金を交付 | 農村振興課 | 農村地域づくり係 |
| 5-2 | 2 | 農地や農業用施設を適正に維持管理していくために集落単位で実施する基礎的な保全活動を継続していく。 | 食と農の振興部 | 農村振興課 | 多面的機能支払事業 | 農地・農業用施設等の地域資源の適切な保全管理活動、多面的機能の維持のための地域の共同活動を行う活動組織に交付金を交付する | 関係市町村を通じ、275活動組織に交付金を交付 | 関係市町村を通じ、273活動組織に交付金を交付 | 農村振興課 | 農村地域づくり係 |
| 5-2 | 3 | 林業の採算性の悪化等により、間伐等の必要な森林整備が十分に行われていない状況にある。補助金などの支援事業及び啓発などの普及事業により、森林整備の促進を図る。 | 水循環・森林・景観環境部 | 林業振興課 | 奈良県木材生産推進事業 | 大規模集約化団地において、作業道の開設などの基盤整備と併せて集約化・機械化を進め、低コストでの木材生産を実践していく意欲ある事業者に対して重点的に支援 | 間伐、作業道開設等の森林整備 間伐43ha ・作業道19km | 間伐、作業道開設等の森林整備 間伐147ha ・作業道20km | 森林資源生産課 | 安定供給推進係 |

第2期奈良県国土強靱化地域計画（R3～R8）

奈良県国土強靱化アクションプラン2023実施事業

| リスクシナリオ | 枝番 | 施策の推進方針 | 担当部局 | 担当課 | 事業名 | 具体的内容 | 令和5年度取組 | 令和5年度取組実績 | 担当課 | 担当係 |
|---------|----|--|--------------|-------------|--|---|--|--|-----------|---------------------------------------|
| 5-2 | 3 | 林業の採算性の悪化等により、間伐等の必要な森林整備が十分に行われていない状況にある。補助金などの支援事業及び啓発などの普及事業により、森林整備の促進を図る。 | 水循環・森林・景観環境部 | 林業振興課、 | 森林資源適正管理推進事業 | 集約化に取り組み意欲と実行力のある者が撤出間伐及びこれに必要な森林作業道その他の保育に対する支援 | 造林、間伐、作業開設等の森林整備 ・18市町村 ・森林整備面積 330 ha ・作業道12千m | 造林、間伐、作業開設等の森林整備 ・13市町村 ・森林整備面積 359 ha ・作業道31千m | 森林資源生産課 | 安定供給推進係 |
| 5-2 | 3 | 林業の採算性の悪化等により、間伐等の必要な森林整備が十分に行われていない状況にある。補助金などの支援事業及び啓発などの普及事業により、森林整備の促進を図る。 | 水循環・森林・景観環境部 | 林業振興課、 | 森林の多面的機能強化促進事業 | 森林の多面的機能を高度に発揮する森林づくりを促進するため、集約化団地での利用間伐に対し支援 | 間伐による森林整備 ・間伐160ha | 間伐による森林整備 ・間伐85ha | 森林資源生産課 | 安定供給推進係 |
| 5-2 | 3 | 林業の採算性の悪化等により、間伐等の必要な森林整備が十分に行われていない状況にある。補助金などの支援事業及び啓発などの普及事業により、森林整備の促進を図る。 | 水循環・森林・景観環境部 | 林業振興課、 | 低コスト一貫作業システム推進事業 | 花粉症対策苗木等への植え替え | 花粉症対策苗木等への植え替え(2ha) | 花粉症対策苗木等への植え替え(2ha) | 森林資源生産課 | 安定供給推進係 |
| 5-2 | 3 | 林業の採算性の悪化等により、間伐等の必要な森林整備が十分に行われていない状況にある。補助金などの支援事業及び啓発などの普及事業により、森林整備の促進を図る。 | 水循環・森林・景観環境部 | 林業振興課、 | 持続的林业確立対策事業 | 意欲と能力のある経営体を実施する、生産基盤強化区域内における、間伐及びこれに必要な森林作業道、その他森林整備に対する支援 | 間伐、作業道開設等の森林整備 ・間伐3ha ・作業道300m | 実績なし | 森林資源生産課 | 安定供給推進係 |
| 5-2 | 3 | 林業の採算性の悪化等により、間伐等の必要な森林整備が十分に行われていない状況にある。補助金などの支援事業及び啓発などの普及事業により、森林整備の促進を図る。 | 水循環・森林・景観環境部 | 林業振興課、森林整備課 | 林業機械リース導入支援事業 | より効率的で低コストな素材生産が可能な作業システム・林業機械の導入を図るため、一定規模以上の素材生産事業者への林業機械の導入を促進するため、導入手段の多様化が図れ、初期投資負担も少ない等のメリットがあるリース方式による林業機械の導入に対する支援 | 高性能林業機械導入 5台 | 高性能林業機械導入 1台 | 森林資源生産課 | 安定供給推進係 |
| 5-2 | 4 | 土砂の流出や崩壊などを防止する防災機能を始めとする森林の有する多面的な機能を高度に発揮させるため、新たな森林環境管理制度を推進する。また、その制度を担う人材を奈良県フォレストアカデミーにおいて養成する。 | 水循環・森林・景観環境部 | 森と人の共生推進室 | 新たな森林環境管理体制導入推進事業 奈良県フォレストアカデミー運営推進事業 | 土砂の流出や崩壊などを防止する防災機能を始めとする森林の有する多面的な機能を高度に発揮させるため、新たな森林環境管理制度を推進する。また、その制度を担う人材を奈良県フォレストアカデミーにおいて養成する。 | 土砂の流出や崩壊などを防止する防災機能を始めとする森林の有する多面的な機能を高度に発揮させるため、新たな森林環境管理制度を推進する。また、その制度を担う人材を奈良県フォレストアカデミーにおいて養成する。さらに、奈良県フォレストの1期生7名を市町村に配置し、森林環境管理業務を担わせる。 | ・奈良県フォレストアカデミーで8名(2期生2名、3期生6名)の奈良県フォレストを養成 ・奈良県フォレスト1期生7名を市町村に配置 | 森と人の共生推進課 | 共生推進係 |
| 5-2 | 5 | 農地及び老朽化した農業水利施設を整備し、災害に強い地域づくりを推進しており、これまで基盤整備事業により実施している。引き続き、農地・農業水利施設を整備する。 | 食と農の振興部 | 農村振興課 | 農業水利施設整備・診断事業 県営ほ場整備事業 県営農地環境整備事業 県営畑地帯総合整備事業 | 災害に強い地域づくりを推進するため、引き続き基盤整備、農業水利施設改修整備を行い、早期完了を目指す | 11地区で老朽化した農業水利施設の改修を実施 9地区で農業基盤整備を実施 | 12地区で老朽化した農業水利施設の改修を実施 9地区で農業基盤整備を実施 | 農村振興課 | 農地環境整備係 水利防災対策係 |
| 5-2 | 6 | 河川に設置されている農業用井堰における機能保全計画を策定する。 | 食と農の振興部 | 農村振興課 | 農業水利施設整備・診断事業 | 井堰の機能診断を行い、計画的な整備構想を作成する市町村に対して補助 | 3町村で機能保全計画を作成 | 3町村で機能保全計画を作成 | 農村振興課 | 水利防災対策係 |
| 5-2 | 7 | 林地崩壊箇所の復旧を推進するとともに、既存の治山施設の機能の維持及び増進に努めるため、保全対象の重要性・緊急性を勘案しながら、治山施設整備を推進する。 | 水循環・森林・景観環境部 | 森林整備課 | 治山施設維持修繕事業 | 既存治山施設の維持修繕 | 県内一円の既設治山施設において3箇所程度実施 | 2箇所完了 | 森林資源生産課 | 保安林・治山係 |
| 5-2 | 7 | 林地崩壊箇所の復旧を推進するとともに、既存の治山施設の機能の維持及び増進に努めるため、保全対象の重要性・緊急性を勘案しながら、治山施設整備を推進する。 | 水循環・森林・景観環境部 | 森林整備課 | 治山事業 | 林地崩壊箇所等の復旧 | 県内3流域(大和・木津川、吉野、北山・十津川)における地域森林計画の「保安林の整備及び治山事業に関する計画」に掲載されている箇所のうち41箇所での治山事業実施 | 10箇所完了 | 森林資源生産課 | 保安林・治山係 |
| 6-1 | 1 | 国が策定した「災害廃棄物対策指針」を活用して、県地域防災計画に掲げる事項について、広域処理の観点からさらに実用的なものとするため「奈良県災害廃棄物処理計画」を策定した。この計画を国・県・市町村等が情報共有することにより、各主体の対応能力の向上、広域的な相互支援体制の整備等を促進するとともに、各市町村における災害廃棄物処理計画の策定及び見直しを促進・支援する。 | 水循環・森林・景観環境部 | 廃棄物対策課 | 災害廃棄物処理対策の推進 | 今後高い確率で発生が予想されている大規模災害に備え、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理に向けて、各市町村に計画の策定及び見直しを促進・支援 | 「奈良県災害廃棄物対策連絡会」及び「教育・訓練」を通じ、各市町村に計画の策定及び見直しを促進・支援 | 教育・訓練及び連絡会を開催し、各市町村に計画の策定及び見直しを促進・支援 ・教育訓練(図上訓練) R6年2月 ・連絡会(書面開催) R6年3月 | 廃棄物対策課 | 一般廃棄物係 |
| 6-1 | 2 | 現在、一部市町村ではストックヤードが確保されているが、大規模災害時に必要な面積を確保できていない現状であるため、県内におけるストックヤードを確保する。 | 水循環・森林・景観環境部 | 廃棄物対策課 | 災害廃棄物処理対策の推進 | 大規模災害時にできる限り速やかに必要な仮置場を確保できるよう、県と市町村が連携して、地域防災計画における空き地等の利用方針等とも調整しながら、仮置場の計画・確保対策に取り組む | 「奈良県災害廃棄物対策連絡会」及び「教育・訓練」を通じ、県と市町村が連携して、地域防災計画における空き地等の利用方針等とも調整しながら、仮置場の計画・確保対策に取り組む | 教育・訓練及び連絡会を開催し、各市町村に計画の策定及び見直しを促進・支援 ・教育訓練(図上訓練) R6年2月 ・連絡会(書面開催) R6年3月 | 廃棄物対策課 | 一般廃棄物係 |
| 6-1 | 3 | 県内の多くのごみ焼却施設では老朽化が進むとともに、非常用発電機や水等の資機材を備えていないため、災害時にインフラ等の遮断により自立して稼働できなくなる可能性がある。そのため、災害時にも自立して稼働できるよう非常用発電機やその他資機材を備えた施設について、整備計画の作成及び実施を促進する。 | 水循環・森林・景観環境部 | 廃棄物対策課 | 災害廃棄物処理対策の推進 | 市町村における施設の点検、整備、更新等の機会をとらえて、非常用発電機等の整備やその他資機材の確保に努めるよう促す | エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設 | エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設を整備 | 廃棄物対策課 | 一般廃棄物係 |
| 6-1 | 4 | 災害発生時に迅速・適正に廃棄物処理を行えるよう、教育・訓練プログラムを開発するとともに、訓練の実施を推進する。 | 水循環・森林・景観環境部 | 廃棄物対策課 | 災害廃棄物処理対策の推進 | 平常時から大規模災害に備える体制を整備・維持するため、県・市町村合同の「教育・訓練」を実施 | 平常時から大規模災害に備える体制を整備・維持するため、県・市町村合同の「教育・訓練」を実施 | 県・市町村(一部事務組合を含む)合同による教育・訓練を実施 ・教育訓練(図上訓練) R6年2月 ・連絡会(書面開催) R6年3月 | 廃棄物対策課 | 一般廃棄物係 |
| 6-2 | 1 | 道路の安全・安心を確保するとともに、道路のサービスレベルの維持・向上を図るため、道路台帳、道路占用台帳のデジタル化や、道路情報表示システムの一元化等、新技術の積極的な活用をしながら、効率的・効果的な維持・管理を推進する。 | 県土マネジメント部 | 道路保全課 | 道路管理費(委託分) 道路調査費 道路管理デジタル化推進事業 | ・道路管理費(委託分) ・道路調査費 道路及び道路施設の点検調査、雨量や災害履歴の関係性の分析により現状を把握することで、適正な道路管理のための基礎データとして活用するとともに、道路施設の修繕費の縮減を図るデータとしても活用 ・道路管理デジタル化推進事業 効率的・効果的に道路サービスを維持、向上させることを目的に、デジタル技術を活用した道路維持管理の手法を検討 | ・通行規制ホームページ管理委託 ・奈良県道路施設共通データベースシステムの運用 ・デジタル技術を用いた道路状況監視の強化の検討 ・IoTを用いた地下歩道冠水による災害防止の検討 ・ドライレコーダーを用いた道路点検の検討 | ・雨量や災害による通行規制情報の周知 ・奈良県道路施設共通データベースシステムの運用 ・ドライレコーダーを用いた路面異常箇所の早期発見の試行運用 ・SNSによる道路異常箇所通報サービスの展開 | 道路マネジメント課 | 道路管理係 道路DX・自転車推進係 |
| 6-2 | 2 | 樋門の遠隔操作やカメラを活用した遠隔監視等により、河川管理の効率化・省力化を図る。 | 県土マネジメント部 | 河川整備課 | 大和川流域総合治水対策推進事業(河川改良) 南部東部地域河川改良事業 | より安全で確実な河川管理を行うため、樋門の遠隔操作化や遠隔監視化を推進 ※別冊「奈良県国土強靱化地域計画に基づき実施する事業」参照 | 新川で樋門の遠隔監視化を検討 | 新川で閉閉の自動化に対応した樋門設置工事を実施(遠隔監視化は未実施) | 河川整備課 | 河川整備係 |
| 6-2 | 3 | 迅速な避難に役立つ土砂災害の危険度に関する情報の発信や、土砂災害に警戒すべき区域、法規制箇所などの情報提供や砂防施設等の管理をより効率的・効果的に行うため、データベース化やインターネット等を活用した情報発信を推進する。 | 県土マネジメント部 | 砂防・災害対策課 | 土砂災害防災情報システム整備事業 | 土砂災害・防災情報システムや砂防・災害対策課HPを活用したデータベース化及び情報発信を実施 | 土砂災害・防災情報システム等を活用した危険度情報等の情報発信、最新の土砂災害警戒区域等の情報発信、法規制箇所のデータベース化及び情報発信について実施 | 土砂災害・防災情報システム(危険箇所とリスクの高まりを地図上で重ねて表示)を活用した危険度情報の発信、最新の土砂災害警戒区域等の情報発信、法規制箇所のデータベース化及び情報発信について実施 | 砂防・災害対策課 | 総務管理係 災害対策係 |
| 6-2 | 4 | 下水道施設の点検・調査について、自走式テレビカメラやドローン等のデジタル技術を活用し、効率的・効果的な維持管理を推進する。 | 県土マネジメント部 | 下水道課 | 補助流域下水道建設事業 単独流域下水道建設事業 | デジタル技術の活用を検討し、管渠内調査を実施 | 管渠内調査を実施(14.4km) | 管渠内調査を実施(14.5km) | 下水道課 | 下水道係 |
| 6-2 | 5 | 空撮画像データを活用した枯損木調査などデジタル技術を活用した公園施設の効率的・効果的な維持管理を推進する。 | 地域デザイン推進局 | 公園緑地課 | 公園等活用検討事業 | デジタル技術を活用した公園施設の維持管理の実施 | デジタル技術を活用した公園の管理運営手法の検討 | DXを活用した、公園来園者への案内情報の提供に向けて、R6年度春に実施する、実証実験に関する検討および準備を実施 | 公園緑地課 | 総務管理係 都市公園係 |
| 6-2 | 6 | 受発注者の業務の効率化を図り、働き方改革を進めるため、これまでの対面主義からオンラインを活用した工事情報の共有などを進め、インフラ整備の担い手である建設業者と発注者の業務の効率化を推進する。 | 県土マネジメント部 | 技術管理課 | オンラインを活用した受発注者の業務の効率化 | ・情報共有システム(ASP方式)の活用を促進 ・建設現場において「段階確認、立会、材料確認」に遠隔臨場を活用 | ・土木工事に加えて、土木設計業務等においてもASP方式の情報共有システムの試行利用を開始 ・土木工事において遠隔臨場の試行を促進 | ・土木工事に加えて、土木設計業務等においてもASP方式の情報共有システムの試行利用を開始 ・土木工事において遠隔臨場の試行を促進 | 技術管理課 | 土木検査係 土木積算情報係 |
| 6-2 | 7 | 生産性向上を図るため、工事施工での「3次元起工測量」「3次元設計データ作成」「ICT建設機械による施工」「3次元出来形管理等の施工管理」「3次元データの納品と検査」等に取り組み、建設工事でのICT活用拡大を推進する。 | 県土マネジメント部 | 技術管理課 | 建設工事におけるICT活用の普及拡大 | ・総合評価落札方式等での加点等によりICT活用を促進 ・ICT活用に関する講習会、現場見学会、研修等を実施 | ・総合評価方式においてICT活用を評価項目に設定 ・土木工事において小規模な現場に対応したICT活用工事の試行を開始 | ・総合評価方式においてICT活用を評価項目に設定 ・土木工事において、ICTの活用状況に合わせた工事成績評定の加点を実施 ・発注者(市町村)を対象にICT活用についての講習会を実施 | 技術管理課 | 品質管理グループ 土木検査係 土木積算情報係 建築技術係 |
| 6-2 | 8 | 減少する建設業就業者の確保に向けた取組が進められているが、災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくために、担い手確保・育成対策や就労環境改善に向けた取組を推進する。 | 県土マネジメント部 | 建設業・契約管理課 | 建設業界の若手技術者等の確保・育成支援事業 | 高校生を対象に、既に建設業界で活躍している卒業生との意見交換会を実施し、建設業の魅力を伝える | 高校生を対象に、建設業分野に就職した卒業生との意見交換会を実施 | 高校生を対象に、卒業生との意見交換会を実施 | 建設業・契約管理課 | 建設産業振興係 |
| 6-2 | 8 | 減少する建設業就業者の確保に向けた取組が進められているが、災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくために、担い手確保・育成対策や就労環境改善に向けた取組を推進する。 | 県土マネジメント部 | 建設業・契約管理課 | 奈良県建設業講習会開催事業 | 1級・2級土木施工管理技術検定試験講習、建設業法令講習を実施 | 1級・2級土木施工管理技術検定試験講習、建設業法令講習を実施 | 1級・2級土木施工管理技術検定試験講習、建設業法令講習を実施 | 建設業・契約管理課 | 建設産業振興係 |

第2期奈良県国土強靱化地域計画（R3～R8）

奈良県国土強靱化アクションプラン2023実施事業

| リスクシナリオ | 枝番 | 施策の推進方針 | 担当部局 | 担当課 | 事業名 | 具体的内容 | 令和5年度の取組 | 令和5年度の取組実績 | 担当課 | 担当係 |
|---------|----|--|--------------|-------------------|--|---|---|---|-------------------|------------------------|
| 6-2 | 8 | 減少する建設業就業者の確保に向けた取組が進められているが、災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくために、担い手確保・育成対策や就労環境改善に向けた取組を推進する。 | 県土マネジメント部 | 建設業・契約管理課 | 建設産業振興事業 | 建設業者の生産性向上や人材確保に向けた取組を実施 | ・SNS等を活用し、建設業の魅力を広く発信 ・官民協働による建設業就職フェアの開催 ・建設業界での生産性向上のため、DX機器等の導入を支援 | ・SNS等を活用し、建設業の魅力を広く発信 ・官民協働による建設業就職フェアの開催 | 建設業・契約管理課 | 建設産業振興係 |
| 6-3 | 1 | 大規模災害時の被災者支援のため、応急仮設住宅を必要とする際、速やかに対処するために、建設用地の確保や関係団体等との連携の取組を進める。 | 地域デザイン推進局 | 住まいまちづくり課 | 協定に基づいた連携の強化 | 災害発生時に(一社)プレハブ建築協会との協定に基づき速やかに応急仮設住宅を建設できるよう連携を図る | 災害発生時に(一社)プレハブ建築協会との協定に基づき速やかに応急仮設住宅を建設できるよう連携体制を維持 | プレハブ建築協会との打ち合わせを行い、連携体制について確認した | 住まいまちづくり課 | 住まい企画係 |
| 6-3 | 2 | 発災前から精神科医療を受けていた人に対する診療や、災害ストレス等により新たに生じた精神的不健康に対応するため、DPAT(災害派遣精神医療チーム)の設置を促進する。 | 医療政策局 | 疾病対策課(精神保健福祉センター) | 災害派遣精神医療チーム(DPAT)整備事業 | 被災地等において専門性の高い精神医療の提供と精神保健活動の支援を行うため、大規模災害等の発生に備え研修等を開催する。 | ・南海トラフを想定したDPAT訓練等に参加 ・災害時こころのケア研修会を実施 | ・令和5年度DPAT統括者・事務担当者研修に参加。 ・兵庫県主催のひょうごDPAT研修会に参加。 ・京都府実施のDPAT技能維持研修を受講。 ・精神保健福祉センターにて、疾病対策課及び保健所職員を対象にDPAT派遣を想定した研修を実施。 | 疾病対策課(精神保健福祉センター) | 精神保健係(相談教育指導係) |
| 6-3 | 3 | 市町村が適正な住家等の被害認定調査を行い、罹災証明書の迅速な発行等の被災者生活再建支援を円滑に実施するため、市町村担当者ための研修機会の拡充を図る。 | 総務部知事室 | 防災統括室 | 市町村災害対応能力向上事業 | 市町村に対する被害認定調査研修会や、応援・受援体制を県と市町村が連携して確保するための説明会・訓練等を実施 | 市町村に対する被害認定調査研修会を実施 | 市町村に対する被害認定調査研修会を実施 | 防災統括室 | 防災企画係 |
| 6-3 | 4 | 熊本地震以降の自然災害における災害ボランティアへの参加状況を踏まえ、若い世代の養成、参加を促すアプローチを行う。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、原則として支援は被災した地域内での対応が中心となるため、発災に備え、さらなる県内の災害ボランティアの養成を行う。 | 文化・教育・くらし創造部 | 青少年・社会活動推進課 | 災害ボランティア本部機能強化事業 | 平時より災害ボランティアの養成を継続的にを行い、ボランティアや関係機関等との連携構築を図ることで、発災後、迅速に支援活動を行える体制を整備 | ・奈良防災プラットフォーム連絡会の運営 ・災害ボランティア登録者連絡会 ・災害ボランティア養成研修(特別講座・入門セミナー) ・災害ボランティア出前講座 等 | ・奈良防災プラットフォーム連絡会の開催(R5.9) ・災害ボランティア登録者連絡会を実施(R6.2) ・中高生を対象とした災害ボランティア特別授業の実施(通年、431名) ・大学生を中心に対象とした災害ボランティア入門セミナーの実施(通年、263名) ・災害ボランティア養成研修(出前型)を実施(通年、195名) | 青少年・社会活動推進課 | 協働推進係 |
| 6-3 | 5 | 災害時に専門技術ボランティアとして活動できる人材を把握できるよう、関係部局において日頃から専門的な技術や資格を有する者の属する団体等と顔の見える関係を構築し、発災時にその関係を生かせるよう、平時から災害を想定した準備を行う。 | 文化・教育・くらし創造部 | 青少年・社会活動推進課 | 災害ボランティア本部機能強化事業 | 平時より災害ボランティアの養成を継続的にを行い、ボランティアや関係機関等との連携構築を図ることで、発災後、迅速に支援活動を行える体制を整備 | ・奈良防災プラットフォーム連絡会の運営 ・災害ボランティア登録者連絡会 ・災害ボランティア養成研修(特別講座・入門セミナー) ・災害ボランティア出前講座 等 | ・奈良防災プラットフォーム連絡会の開催(R5.9) ・災害ボランティア登録者連絡会を実施(R6.2) ・中高生を対象とした災害ボランティア特別授業の実施(通年、431名) ・大学生を中心に対象とした災害ボランティア入門セミナーの実施(通年、263名) ・災害ボランティア養成研修(出前型)を実施(通年、195名) | 青少年・社会活動推進課 | 協働推進係 |
| 6-3 | 5 | 災害時に専門技術ボランティアとして活動できる人材を把握できるよう、関係部局において日頃から専門的な技術や資格を有する者の属する団体等と顔の見える関係を構築し、発災時にその関係を生かせるよう、平時から災害を想定した準備を行う。 | 文化・教育・くらし創造部 | 青少年・社会活動推進課 | 市町村災害ボランティアセンター相互支援運用事業 | 県内での大規模災害発生に備え、市町村が相互支援できる体制を整備 | ・各市町村災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施 ・災害支援を支える多様な人材の養成 ・専任コーディネーターの配置 | ・災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施(R5.10～R6.3) ・災害ボランティアセンター運営者研修の実施(R6.1) | 青少年・社会活動推進課 | 協働推進係 |
| 6-3 | 6 | 地震保険は被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであるため、県民に対して地震保険制度の普及促進を図る。 | 総務部知事室 | 防災統括室 | 地震保険の啓発 | 県政出前トークを通じて地震に対する日頃からの備えなどを伝えることにより地震保険加入への必要性を認識されるよう促していく | 県政出前トークを通じて地震に対する日頃からの備えなどを住民に対して伝え、地震保険加入への必要性を認識されるよう促していく | 県政出前トークを通じて地震に対する日頃からの備えなどを住民に対して伝え、地震保険加入への必要性を認識されるよう促していく | 防災統括室 | 防災企画係 |
| 6-3 | 7 | 発災後に土地所有者等の立会による確認等を要することなく迅速に土地の境界を復元できるよう、地籍の明確化を推進する。 | 食と農の振興部 | 担い手・農地マネジメント課 | 地籍調査事業 | 一筆ごとの土地について所有者、地番、地目、境界、地積を調査・測量を行い、地籍簿及び地籍図を作成し、地籍を明確にする。遅くは法務局が不動産登記法第14条第1項の地図として備え付けることにより、地図整備を推進する。 | 継続23市町村、新規着手1市、再開1町にて実施(継続)奈良市、大和郡山市、天理市、橿原市、五條市、御所市、生駒市、宇陀市、山添村、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村、高取町、上牧町、下町、天川村、十津川村、川上村、東吉野村(新規)桜井市(再開)河合町 | 継続23市町村、新規着手1市、再開1町にて実施するとともに、休止市町村への継続的な動きかけの結果、令和6年度に新たに2市町で再開することとなった。 (継続)奈良市、大和郡山市、天理市、橿原市、五條市、御所市、生駒市、宇陀市、山添村、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村、高取町、上牧町、下町、天川村、十津川村、川上村、東吉野村(R5新規)桜井市(R5再開)河合町(R6再開)香芝市、平群町 | 担い手・農地マネジメント課 | 地籍整備推進係 |
| 6-3 | 8 | 道路ネットワークの遮断を防ぎ、災害発生後の被災者の速やかな生活再建を支援するために、紀伊半島アンカールートを構成する京奈和自動車道、国道168号五條新宮道路、国道169号をはじめとする骨格幹線道路ネットワーク等の整備を進める。また、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化、道路法面や盛土の防災対策を推進し、緊急輸送道路等の道路ネットワーク機能を確保する。 | 県土マネジメント部 | 道路建設課 | 骨格幹線道路ネットワークの整備推進 | 骨格幹線道路ネットワークの整備を推進(京奈和自動車道、国道168号五條新宮道路、国道169号等) ※別冊「奈良県国土強靱化地域計画」に基づき実施する事業」参照 | 京奈和自動車道、国道168号五條新宮道路、国道168号小平尾バイパス、国道169号高取バイパス、桜井吉野線百市工区等の骨格幹線道路ネットワークの整備推進 | 京奈和自動車道、国道168号五條新宮道路、国道168号小平尾バイパス、国道169号高取バイパス、桜井吉野線百市工区等の骨格幹線道路ネットワークの整備推進 令和6年3月 五條新宮道路 阪本工区 完成供用 桜井吉野線 百市工区 部分供用 | 道路建設課 | 事業係 事業調整係 |
| 6-3 | 8 | 道路ネットワークの遮断を防ぎ、災害発生後の被災者の速やかな生活再建を支援するために、紀伊半島アンカールートを構成する京奈和自動車道、国道168号五條新宮道路、国道169号をはじめとする骨格幹線道路ネットワーク等の整備を進める。また、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化、道路法面や盛土の防災対策を推進し、緊急輸送道路等の道路ネットワーク機能を確保する。 | 県土マネジメント部 | 道路建設課 | 安全・安心を支える道路の整備推進 | 安全・安心を支える道路の整備を推進(国道25号福住工区、高野天川線坪内～南日裏工区 平原五條線小島工区 等) ※別冊「奈良県国土強靱化地域計画」に基づき実施する事業」参照 | 国道25号福住工区、高野天川線(野迫川村、五條市、天川村内)等の安全・安心を支える道路の整備推進 | 国道25号福住工区、高野天川線(野迫川村、五條市、天川村内)等の安全・安心を支える道路の整備推進 令和5年8月 高野天川線 上工区 部分供用 令和6年2月 高野天川線 坪内～南日裏工区 部分供用 3月 高野天川線 庵住工区 完成供用 等 | 道路建設課 | 事業係 |
| 6-3 | 8 | 道路ネットワークの遮断を防ぎ、災害発生後の被災者の速やかな生活再建を支援するために、紀伊半島アンカールートを構成する京奈和自動車道、国道168号五條新宮道路、国道169号をはじめとする骨格幹線道路ネットワーク等の整備を進める。また、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化、道路法面や盛土の防災対策を推進し、緊急輸送道路等の道路ネットワーク機能を確保する。 | 県土マネジメント部 | 道路保全課 | 橋りょう耐震補強事業 道路災害防除事業 | ・橋りょう耐震補強事業 緊急輸送道路の橋りょうの耐震対策を実施 ・道路災害防除事業 道路斜面で崩落等の兆候がある箇所や、法面の危険度、路線の重要度等を総合的に判断して対策を優先すべき箇所ので法面・落石の防災対策を実施 ※別冊「奈良県国土強靱化地域計画」に基づき実施する事業」参照 | ・緊急輸送道路の橋りょうの耐震対策を実施 天理王寺線王寺跨線橋外5橋 ・法面・落石の防災対策を実施 国道168号外18路線 参照 | ・緊急輸送道路の橋りょうの耐震対策を実施 天理王寺線王寺跨線橋外2橋 ・法面・落石の防災対策を実施 国道168号外30路線 | 道路マネジメント課 | 道路メンテナンス係 道路環境整備推進係 |
| 6-3 | 9 | 高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することから、インフラの維持管理・更新を確実に実施するため、定期点検等により確認された修繕が必要な道路施設の早期解消、ライフサイクルコストの低減や持続可能な維持管理を実現する予防保全型道路メンテナンスへの転換を推進する。また、緊急輸送道路等の舗装の長寿命化を図る。 | 県土マネジメント部 | 道路保全課 | 道路施設老朽化対策事業 道路施設点検・診断事業 道路舗装補修事業 | ・道路施設老朽化対策事業 点検の診断結果に基づく補修・修繕を実施 ・道路施設点検・診断事業 効率的・効果的な補修・修繕を実施するため、橋りょう、トンネル等の点検を実施 ・道路舗装補修事業 路面の破損が進行し、安全な通行に支障をきたす箇所の対策を実施 ※別冊「奈良県国土強靱化地域計画」に基づき実施する事業」参照 | ・長寿命化修繕計画に基づく補修・修繕を実施 国道169号白川橋外65橋 国道169号小口第二トンネル外16トンネル 国道168号巻分歩道橋外23施設 ・効率的・効果的な補修・修繕を実施するため、橋りょう、トンネル等の点検を実施 ・路面の破損が進行し、安全な通行に支障をきたす箇所の対策を実施 国道168号外56路線 | ・長寿命化修繕計画に基づく補修・修繕を実施 国道169号白川橋外61橋 国道168号小代下トンネル外11トンネル 国道168号巻分歩道橋外20施設 ・効率的・効果的な補修・修繕を実施するため、橋りょう、トンネル等の点検を実施 ・路面の破損が進行し、安全な通行に支障をきたす箇所の対策を実施 国道168号外32路線 | 道路マネジメント課 | 道路メンテナンス係 道路環境整備推進係 |
| 6-4 | 1 | 国宝、重要文化財が多い本県においては、令和2年7月に文化財の防火対策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化財を次世代へ確実に継承することを目的に「奈良県文化財防火対策推進条例」を制定したところであり、災害時における文化財の被害低減を図るため、保存修理や環境整備などの整備を着実に実施するとともに、引き続き関係機関などが連携した啓発活動や防災・防火設備の設置促進、安全確保などの取組を推進する。 | 文化・教育・くらし創造部 | 文化財保存課 | 文化財防災対策事業 | ・自動火災報知器、消火栓等設備の整備等への補助 ・消防法に基づき所有者等により実施され自火報等消火設備の保守点検業務への補助の実施 | 防災設備整備補助 13件(予定) 保守点検業務補助 161件(予定) | 防災設備整備補助 13件 保守点検業務補助 168件 | 文化財保存課 | 建造物係 |